

令和3年 第3回定例会

予算決算常任委員会記録（第2号）

令和3年9月15日（水曜日）

午前10時00分 開議

午後 4時45分 散会

○出席委員（27名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	13番	蒔苗博英	委員
	1番	竹内博之	委員		2番	成田大介	委員
	3番	坂本崇	委員		4番	齋藤豪	委員
	5番	福士文敏	委員		6番	蛭名正樹	委員
	7番	石山敬	委員		8番	木村隆洋	委員
	9番	千葉浩規	委員		10番	野村太郎	委員
	11番	外崎勝康	委員		12番	尾崎寿一	委員
	14番	松橋武史	委員		15番	今泉昌一	委員
	16番	小田桐慶二	委員		17番	鶴ヶ谷慶市	委員
	18番	石岡千鶴子	委員		20番	石田久	委員
	21番	三上秋雄	委員		22番	佐藤哲	委員
	23番	越明男	委員		25番	清野一榮	委員
	26番	田中元	委員		27番	宮本隆志	委員
	28番	下山文雄	委員				

○出席理事者

企画部長	外川吉彦	総務部長	後藤千登世
財務部長兼 健康子ども部理事	森岡欽吾	市民生活部長	岩崎隆
福祉部長	番場邦夫	健康子ども部長	三浦直美
農林部長	中田善大	商工部長	西沢宏智
観光部長	神雅昭	都市整備部長	天内隆範
会計管理者	野呂智子	上下水道部長	坂田一幸
市立病院事務局長	澤田哲也	選挙管理委員会事務局長	栗嶋博美
農業委員会事務局長	菅野昌子	企画課長	白戸麻紀子
広聴広報課長	土岐康之	地域医療課長	佐伯尚幸
人事課長	堀川慎一	情報システム課長	羽場隆文

財政課長	今井郁夫	管財課長	工藤浩
市民税課長	石井啓之	資産税課長	石田剛
収納課長	中田和人	市民協働課長	高谷由美子
市民課長	蒔苗元	環境課長	福士智広
環境課長補佐	山内浩弥	環境課主幹	木村隆之
福祉総務課長	秋田美織	障がい福祉課長	白取靖夫
生活福祉課長	佐々木順一	生活福祉課 就労自立支援室主幹	木村敬之
介護福祉課長	川田哲也	こども家庭課長	石澤容子
こども家庭課長補佐	吉崎拓美	こども家庭課長補佐	竹内孝行
国保年金課長	葛西正樹	健康増進課長	山内恒
健康増進課長補佐	佐藤美加	健康増進課長補佐	渋谷輝之
健康増進課主幹	鳴海悦子	健康増進課主幹	澤居吏香子
農政課長	齊藤隆之	農政課長補佐	小倉洋幸
りんご課長	澁谷明伸	農村整備課長	京野直文
農村整備課長補佐	工藤和生	農村整備課鳥獣対策係長	齋藤大介
農村整備課農村整備係長	小山内誠	商工労政課長	工藤竜輔
商工労政課長補佐	澁谷卓	産業育成課長	丸岡和明
文化振興課長	佐藤孝子	地域交通課長	小山内孝紀
岩木総合支所長	戸沢春次	岩木総合支所民生課長	佐藤和明
相馬総合支所長	三上誠	相馬総合支所民生課長	熊谷克仁
会計課長	中村工	上下水道部総務課長	田中知己
市立病院総務課長	堀子義人	選挙管理委員会事務局次長	村元広美
農業委員会事務局次長	吉田秀樹		

○出席事務局職員

事務局長	佐藤記一	次長	菊池浩行
議事係長	蝦名良平	総括主査	成田敏教
主事	附田準悦	主事	成田崇伸
主事	外崎容史		

午前10時00分 開議

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達して

おります。よって、直ちに会議を開きます。

昨日に引き続き、議案第74号令和2年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

2款総務費に対する質疑を続行します。

質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。  
順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎3番（坂本 崇委員） 私からは2項目の質疑をさせていただきたいと思います。

まず2款1項2目、決算書91ページ、テレビ放送業務委託料についてお聞きいたします。

令和2年度に民放3社に15分番組を6本制作していただいたということですが、このテレビ放送6回の内容についてお聞かせください。

もう1点、15分の番組を年6回放送する際の毎回のテーマの選定について、どういうふうに行っているのかお聞かせください。

◎広聴広報課長（土岐 康之） ただいまの質疑の最初の質疑、テレビ放送業務委託料に関しましての、昨年度、令和2年度に放送した放送の内容にお答えいたします。

昨年度、15分番組を6回放送しておりまして、第1回目は一般介護予防事業を利用して自立した生活を送っている高齢者の方の健康を維持し、元気でい続けてもらうための各種活動の様子を紹介しております。第2回目ですけれども、昨年7月11日にオープンしました弘前れんが倉庫美術館の設備や開催中のプログラムで展示されている作品の紹介など、美術館の魅力を紹介しております。第3回目ですけれども、新たな雇用の受皿の確保にもなっている誘致企業の魅力を知ってもらうために開催している誘致企業体験ツアーの様子を紹介しております。第4回目になりますけれども、こちらは年明けでございまして、市長の年頭メッセージということで、旧年の市政を振り返り、新年の取組や抱負について市長からのメッセージを放送しております。第5回目は、協働によるまち

づくりの理念を浸透させ、地域住民による自主的なまちづくり活動を目指して実施している各種市民との協働の実例を紹介しております。最後に6回目になりますけれども、こちらは移住を促進するため、都市部からの人材による企業を支援する取組、ひろさきローカルベンチャー育成事業により組織されたネクストコモンズラボ弘前が行っている各種プロジェクトを紹介しております。

続いての質疑、番組の内容・テーマはどのように選定しているかというところになりますけれども、こちら、前年度においてですけれども、庁内に対しましてテレビ番組、このテレビ広報を使って紹介したい事業とかはないかということで照会をしております。そして、主にこちらの中から新規事業や総合計画などにおいて位置づけられている事業のほか、あと各課等が特にPRしたい事業などを募集した上で、最終的に広聴広報課でこちらから選定をしております。

◎3番（坂本 崇委員） では、民放3社にそれぞれ委託ということで、各民放会社それぞれの番組制作の個性といいますか、カラーがあると思うのですが、弘前市の番組として6回放送しているわけなので、各社それぞれ違うのでしょうかけれども、統一した番組の、何というのでしょうか、音楽とか、例えば番組ロゴとか、そういった統一感みたいなものというのは3社共通で何かあるもののでしょうか。

◎広聴広報課長（土岐 康之） ただいまの統一感というところの問いでございましてけれども、各局において番組名は、まず「元気！弘前」ということで統一はしております。その上で、番組内で使用する音楽、テロップなどに関しましては、基本的に各放送局の制作担当に任せておりまして、各局が保有しているもののほか、無料で使用できるフリーの音源、フリーフォントなどを使用していることから、統一しているものではございませ

ん。

◎3番（坂本 崇委員） ありがとうございます。意見というか。

せっかく弘前市の番組として年6回、複数回やられているわけなので、できればどこか、それぞれ違う放送局だとしても、何か統一した部分、全部が全部ではなくて、各社それぞれの個性もあると思うので、それはそれで大事にしていきたい部分なのですが、ただ見ている側からすると統一感があったほうがいいし、あともっと言うならば、放送される時間、年6回なのですけれども、例えば毎回土曜日とか、日曜日の何時とかというのがあれば、視聴者のほうは分かりやすいのかなという気がしています。

あと、無理かもしれませんが、例えば各社共通の中で、例えば市長が直接出て何か情報発信するコーナー、あるいはたか丸くんとかそういったキャラクターが何かをするコーナーとかで統一感を持たせる工夫みたいなものもあっていいのかなと。弘前の番組ということを知ってもらうためにあっていいのかなという気がします。これは意見です。

もう1点、次の質疑をいたします。2款1項7目、決算書109ページ、交通安全啓発事業についてお聞きします。

令和元年度から、弘前市は信号のない横断歩道で歩行者を優先するドライバーを増やすために、歩行者にやさしいまち宣言をして以来、啓発活動に取り組んでいますが、令和2年度に行った啓発活動、その効果、また直近の一時停止率調査のデータがあればお聞かせいただきたいと思います。

◎地域交通課長（小山内 孝紀） 信号機のない横断歩道、歩行者優先に関する昨年度の取組と成果、そのデータ等ということでお答えしたいと思います。

昨年度は、市内の交通安全関係機関56団体で構成しております弘前市交通安全対策連絡会、この連絡会の運動重点にも位置づけておまして、通常年4回行われております交通安全県民運動などにおいて、横断歩道は歩行者優先と書かれた横断幕ですとかのぼり旗を掲げまして、そしてまたドライバーヘチラシを配布するといった街頭啓発活動を実施しました。また、市内小中学校の各学期始まりに実施しております「あいさつ運動、ことばをかけて見守る運動」ですとか、高齢者夜間交通安全体験教室といった場におきまして啓発活動を行ったほか、先ほどお話ししました弘前市交通安全対策連絡会の構成56団体の所属事業所や職員、そして庁内各課の関係機関へのチラシの送付などによる周知などに取り組みました。

令和元年度から取り組んできてのその成果といった部分でございますが、県や他市町村においても、横断歩道は歩行者優先を呼びかける動きが広まってきておまして、一般社団法人日本自動車連盟（J A F）が行った調査結果について、青森県の一時停止率は、平成30年は2.1%、令和元年は4.4%であったものが、令和2年には12.9%まで上昇しました。また、市内で自動車教習所などを行っております株式会社ムジコ・クリエイトがありますけれども、そちらのほうでJ A Fの指導の下で独自に県内3市において調査した結果、弘前市の一時停止率は、令和元年12月の調査では16.3%でしたが、令和3年6月、今年の6月では24.3%まで上昇しておまして、県内3市で最も高く、そしてまた全国平均よりも高くなってございます。

今後さらに高めていくために、今年度は新型コロナの影響で遅れぎみですが、小学校3校をモデルに、横断歩道は歩行者優先啓発事業といった形で実施してございます。学校ぐるみでの取組が市内全校に広がっていくことで大きな効果も期待で

きますので、毎年、例えば学校が中心となって、子供たちに的確に指導していただくとか、そういったようなところの課題とかを整理しながら進めてまいりたいと考えてございます。

◎3番（坂本 崇委員） ありがとうございます。

令和元年の調査では、都道府県別で青森県がワースト2位という残念な結果でありましたけれども、少しずつですが、効果が出てきているように思います。長い時間のかかる地道な活動だと思いますけれども、今後もこつこつと取り組んでくださるようよろしくお願いいたします。

◎14番（松橋 武史委員） 私からは、2点質疑をさせていただきます。

まず1点目は2款1項1目、防犯カメラについてであります。当市に防犯カメラを設置していることと理解をして、確認させていただいております。経費、電気代だとか整備管理費、修繕費等をお知らせいただきたい。それと、警察からカメラの画像の提供依頼だとか捜査依頼、照会というのがあったのか・ないのか。あと前年度、防犯カメラについてどのようなことをしたらいいかという、どのような話し合いをされたのか、確認させていただきます。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 防犯カメラの整備管理に係る、まず令和2年度の決算の内訳でございますが、一つ目として平成26年度に弘前大学周辺に設置した防犯カメラ20基の維持管理でありまして、その経費といたしましては、電気料23万1781円、修繕費が1件ございまして、12万6500円となっております。そのほか、令和3年度に東地区へ防犯カメラを設置するために地域とのワークショップや現地調査を実施しておりますので、その経費として会場借上料1万3500円となり、経費の合計としては37万1781円となっております。

また、警察からの捜査照会に対する画像提供、

令和2年度の実績といたしましては5件となっておりますが、例年10件を超えるという実績となっております。

◎14番（松橋 武史委員） ありがとうございます。

この防犯カメラの設置の効果、犯罪等が減っているかどうか確認させていただきたいと思えます。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 防犯カメラを設置して犯罪が減っているのかということでございますが、弘前警察署からの情報提供によりますと、弘前大学周辺における窃盗の認知件数は、防犯カメラ設置前の平成26年が101件だったのに対し、令和元年には42件と半減したほか、性的犯罪も大きく減少し、高い犯罪抑止効果が得られているものと考えております。

◎14番（松橋 武史委員） ただいまの課長の答弁で、随分犯罪が減っていると。この防犯カメラの抑止効果が発揮されているのかなというふうに理解をさせていただきました。これ、青森県においても、また青森県警においても、県民の安全安心、また犯罪等を抑止する、減らすということの目標をもちろん掲げております。青森県、また青森県警において、この弘前市において、そして弘前市内のこういった場所に設置されているかどうか、もし資料があれば確認させていただきます。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 県が策定した青森県犯罪のない安全・安心まちづくり推進計画によりますと、平成30年末の県内における防犯カメラの設置箇所数は2,689か所となっております。そのうち青森県で設置した数はどのくらいかということ弘前警察署を通じて確認したところでありますが、青森県が街頭へ設置した防犯カメラの設置台数や設置箇所については公表できないという回答でございました。

◎14番(松橋 武史委員) 弘前市において防犯カメラを設置した場合は、広く市民に、今、課長がおっしゃったように、弘前大学の周辺に設置してあるよということを話をされております。僕が青森県、または県警の関係者に聞きますと、青森県、県警でつけた防犯カメラは1台もないように伺っております。これは不確かな情報ですので、これからまた確認が必要となることでありますけれども、そういったことを聞き及んでいません。

私自身、今、課長がおっしゃった、青森県がうたう、また県警がうたう抑止が本当に必要ならば、青森県、青森県警の予算で防犯カメラの設置をするべきと私は考えております。そして今回、重点要望を見ますと、この防犯カメラの設置についても、弘前市が青森県に応援を求めているような感じで、本当に逆なのかなと感じております。ぜひ重点要望等々を説明、また要望に上がる際には、こういった意見、青森県が設置すべき、青森県警が設置するべきだというふうな意見があった旨を付け加えていただければと思います。これは終わります。

続きまして、2款1項9目のエリア担当制度についてであります。

これ、複数の委員が確認しましたが、改めて確認させていただきますが、役割、活動実績、評価について、これは鶴ヶ谷委員が聞いたような気がしますが、いま一度確認させていただきます。

◎市民協働課長(高谷 由美子) エリア担当制度について、職員の役割、活動実績、評価についてということでございます。

役割につきましては、エリア担当職員は、地域の要望や課題を担当課につなげ、課題解決に向けた支援を行うことや、地区町会長会議に出席し、地域への理解を深めるとともに市の施策等を分かりやすく伝えるといった役割を担っております。

続いて、令和2年度の活動実績でございますが、市内全26地区の町会連合会ごとに85名を配置し、地区町会長会議の出席が218回、地区町会長会議等への出席人数が延べ339人、町会から寄せられた要望等の案件処理件数が429件となっております。

続いて、評価ということでございますが、制度の効果につきましては、昨年10月に実施した市内全町会長へのアンケート結果において、64%の町会長がエリア担当制度について今のままでよいと回答しており、地域と行政のつなぎ役として一定の成果が上がっているものと捉えております。

◎14番(松橋 武史委員) 今の課長の答弁で、随分とこのエリア担当職員、町会の方々、役員の方々と、心を寄り添いながら、意見交換しながら、いい活動ができているのかなと理解をさせていただきました。

改めて確認させていただきますが、各町会が町会費を集めて運営をしております。町会の大切さ、まずこの部分、確認をさせていただきたいと思っております。

◎市民協働課長(高谷 由美子) 町会の大切さということでございますが、日々の暮らしの中で気軽に挨拶を交わし、また地震や水害など、いざというときに最初に助け合うことができるのが近所に暮らす人たちであり、そのつながりを円滑に築くことができる組織が町会であると考えております。また、日々行われている町会の活動は、住民が安心して暮らすことができるまちづくりを支えている大切な活動であると捉えております。

そのため、市では総合計画において重点的に取り組むリーディングプロジェクトの一つに地域コミュニティの維持・活性化を掲げ、エリア担当制度をはじめとする様々な施策で町会を支援しているものでございます。

◎14番(松橋 武史委員) 分かりました。町

会の大切さを、改めて確認をさせていただいたところでもあります。

先般、私のところに相談がございまして、町会長からでありました。市役所から町会加入者を増やせないかと、町会に入っていない方に勧誘できないかというふうな指導というか問いかけがあって、町会加入をしていないところを確認し、訪ねていったところ、町会加入をしていないのが市役所の職員だったと。市役所の職員の家庭だったということでありました。これは自由なのですね。市役所の職員であろうと議員であろうと、町会加入はしないと決めれば、それはそれでいいのです。しかし、私がちょっと心配するのは、こういったエリア担当は市役所の職員であります。異動することもあります。町会に加入していない家庭の職員がエリア担当の職員になったり、担当課の職員になった場合、その職員がすごく仕事がかたくなのかなという心配があります。ここは僕の心配でありますから、課長はどう受け止めるか分かりませんが、心配としてひとつ申し上げたいと思います。

もう一つは、真面目な町会長が訪ねていったときに、市役所職員に言われたと。担当課の職員なのですけれども、町会長は市役所職員という、一つで見えてしまうのです。市役所職員から言われて、市役所職員の家を訪ねたら、私は町会に入りませんと言われたとなると、矛盾を感じるようになります。その辺、少し整理をしながら、町会の町会長に対してお話をさせていただければと思います。終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、2款総務費に対する質疑を集積いたします。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、3款民生費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（番場 邦夫） 138ページから167ページにかけての3款民生費の決算について御説明申し上げます。

138、139ページをお開き願います。

1項社会福祉費は、福祉総務課、障がい福祉課、介護福祉課、国保年金課等に係る経費でありまして、予算現額147億2799万1239円に対しまして、支出済額が142億4035万7449円で、4億8763万3790円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。140、141ページをお開き願います。

1目社会福祉総務費18節負担金、補助及び交付金の5588万2135円は、介護福祉施設等安全対策事業費補助金などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

142、143ページをお開き願います。

2目心身障害者福祉費19節扶助費の5299万3676円は、自立支援医療扶助費などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

146、147ページをお開き願います。

3目老人福祉費27節繰出金の2億4553万2597円

は、介護保険特別会計への繰出金が見込みを下回ったことによるものであります。

150、151ページをお開き願います。

4目社会福祉施設費14節工事請負費の2125万4056円は弥生荘整備工事費などの契約差額によるものであります。

152、153ページをお開き願います。

6目後期高齢者医療費12節委託料の2110万7844円は、後期高齢者健康診査業務委託料などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

2項児童福祉費は、こども家庭課等に係る経費でありまして、予算現額133億2903万4000円に対しまして、支出済額が126億151万3441円、翌年度繰越額は2億3936万円で、4億8816万559円の不用額となっております。翌年度繰越額は、私立保育所等整備事業費補助金及び新生児応援特別給付金などに係るものであります。

次に、不用額の主なものを申し上げます。

156、157ページをお開き願います。

1目児童福祉総務費19節扶助費の7935万7880円は、子ども医療扶助費の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

2目児童運営費19節扶助費の3億1007万410円は、児童扶養手当費などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

160、161ページをお開き願います。

5目児童健全育成費1節報酬の1197万6985円は、非常勤職員報酬の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

164、165ページをお開き願います。

3項生活保護費は、生活福祉課に係る経費でありまして、予算現額72億626万7000円に対しまして、支出済額が70億1501万663円で、1億9125万6337円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。166、167ページをお開き願います。

2目扶助費19節扶助費の1億8628万1610円は、生活扶助費などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

以上で、3款民生費の説明を終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款につきまして、8名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、創和会。

◎7番（石山 敬委員） 私からは、3款1項1目、決算書141ページ、除雪支援事業費補助金についてお伺いします。

まず、令和2年度の実施内容、ボランティアをする方々の内訳、年齢とか職業等が分かっておりますら、お尋ねいたします。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 社会福祉協議会除雪支援事業費補助金について、実施内容から御説明いたします。

この事業は、弘前市社会福祉協議会が行う除雪支援事業に対し、実績額の3分の1、または100万円のいずれか少ない額を補助金として交付するものであります。市の社会福祉協議会では、地区の社会福祉協議会と連携して除雪支援事業を実施しており、その内容は、自力での除雪が困難な高齢者や障がい者世帯等、一定の条件を満たす世帯を対象に、ボランティアが間口の除雪を行うというものであります。

市の社会福祉協議会からは、地区社会福祉協議会に対しまして、対象世帯1世帯につき3,000円を助成金として交付をしております。令和2年度の実績といたしましては、852世帯に対し、1,117人のボランティアが延べ1万1回の除雪作業を実施いたしました。

従事されているボランティアの方の内訳ですが、地域住民で構成されており、定年を迎えた方や農家の方など、60代から70代の方が多く伺っております。



◎7番(石山 敬委員) 令和2年度の実績が852世帯で、延べ約1万回ということで、市の社会福祉協議会のホームページの中に令和元年度の実績が載っていたのですけれども、令和元年が901世帯の延べ5,689回ということで、令和2年については約2倍の除雪を行っているということで、60代、70代の方が多割には大変頑張っているのかなと思います。当然、除雪の回数というのは、その当年の積雪の量によっては変動すると思うのですけれども、この除雪を行ったこの内容の中で、要望に応えられなかった事例はあったのか、また近年の問題、課題等はあるのかお伺いします。

◎福祉総務課長(秋田 美織) まず、要望に応えられなかった事例につきましては、持ち家でないなど当該除雪支援事業の対象となる要件を全て満たすということができず支援できなかったケースのほか、担い手の不足により、除雪困難者からボランティアの依頼があっても対応できないケースもあると伺っております。担い手の高齢化に伴う担い手不足が大きな課題であると地区から伺っておりますので、担い手の確保と若年層へのアプローチにつきまして、市の社会福祉協議会と協議しながら研究を進めているところでございます。

◎7番(石山 敬委員) 私は昨日、市民協働課のボランティア支援事業についても伺ったところ、やはりメンバーの高齢化や減少といった声の問題、課題として挙がっておりました。なかなか地域によってボランティアの方がいないという問題も発生しております。今後、ほかの地区でも当然起こり得ると思いますので、ぜひそういった案件については、社会福祉協議会への情報提供をお願いしたいと思います。また道路維持課が間口除雪を試験的に令和元年から3年間行っているということで、そこのあたりの連携もよろしくお願ひしたいと思います。

◎10番(野村 太郎委員) 私からは3款2項1目、決算書157ページの子ども医療扶助費に関して質疑していきたいと思ひます。

まず、議論、質疑の前提として、令和2年度の、先ほど部長からも減ったということでもございましたけれども、執行率と、そして未就学児・就学児の何%がこの対象になっていたかについて質疑いたします。

◎こども家庭課長(石澤 容子) 子ども医療扶助費の件についてお答えいたします。

まず、当市の子ども医療扶助費は、乳幼児や小・中学生の通院・入院、あと高校生までの入院医療費のうちの保険診療を受けた際の自己負担分について、一定の所得基準以内の世帯に対して助成しているものでございます。

執行率ということでございますけれども、まずその前に、通院と入院の受給資格がある中学生までの対象者の割合でございます。ひとり親の医療費を受給している児童を除いた全児童1万7009人のうちの未就学児が7,184人中6,484人で約90.2%、あと就学児が9,825人中4,646人で約47.2%の児童が受給の対象となっております。

あと、執行率ということでございますが、率というよりも、まず当初見込んだ数よりも受給の対象者としては259人ほど減っております。1人当たりの受診の回数も、医療と薬剤を1件ずつとすると、元年度は年間通して15回、令和2年度は14回と受給の回数も減少しております。減少している理由としましては、新型コロナウイルスの感染症の予防対策ということで、マスクの使用とか消毒が行われるようになったことで、例年確認されている風邪とかインフルエンザとか、そういうような感染症の罹患者が少なくなっているようなことが挙げられると考えております。

◎10番(野村 太郎委員) たしか当初予算は3億4000万円ぐらいでした。結局使ったのが2億

7000万円ぐらいということ——2億8000万円ぐらいですね、ほぼ。率としては結構、一昨年、それこそ令和元年度に所得基準を緩和して、県の制度に合わせてということ、その当時の予算執行率を見たら94%ぐらい使ったと。多分、令和2年度としてはそれを踏まえて増額してというところだったと思いますけれども、今おっしゃったように、去年は新型コロナウイルスがはやり始めて、まずは医療機関への受診控えというのもあって、その後はやはり手洗い、うがい、マスクの励行によって、うちの子供たちもそうだったのですけれども、やはり例年より風邪を引く回数が少なかったというのは、本当に実感としてあります。そういう点でいうと、当初の見込みよりも少なく済んだということだと思います。逆に言うと、その少なく済んだ、当初予算ぐらいまでもっと僕は対象者を増やせるのではないかな、その余地が予算上はあるのではないかなと思っているのですけれども、その前提として、この子ども医療扶助費、県の事業というか制度というところをお聞きしたことがあるのですけれども、この財源というものはどういうふうに、どういう仕組みになっているのか少しお聞かせいただければと思います。

◎こども家庭課長（石澤 容子） まず、県のほうで拡充をしたのが令和元年度の10月からということになりますけれども、それまで未就学児に関して、当初は児童扶養手当の受給資格者の基準、例えばですけれども、扶養1人当たりでいくと、所得の限度額が272万2000円までの世帯の補助をしていたのですけれども、令和元年10月から児童手当の所得限度額であります、例えば扶養1人当たり570万円までのところまでの拡充を県のほうでしております。未就学でいえば2分の1の補助をしているところがございます。県としては、未就学児だけの補助ということになりますので、就学児は、あとは市が単独で支給しているというこ

とになります。

◎10番（野村 太郎委員） 未就学児のほうで県ということで、就学児に関しては市独自ということになっているということだと思います。そういう点を考えて、この制度そのものは大変いいのですけれども、一般質問等で私も言ったように、やはり受益者である子供たちを一人でも多くしていくというのが、私は重要だと思います。未就学児に関しては9割方カバーしているという点で、あとの1割も何とかというふうには思うのですけれども、これは県の制度なので県にも強く働きかけていただきたいと思いますが、やはり就学時に関しては約半分ということでありまして、しかもこれは市独自の施策ということなので、やはりこれは市の決断で対象者を増やしていく、所得基準を緩和していくということは、私は可能だと思います。

そういう点で、しかもこの去年の状況、風邪が少なくなった、要するに衛生的なメンタルが変わって、子供たちのそういった風邪等が少なくなってこの医療費が抑えられるという状況は、私は結構、今後も続いていくのではないかなと思っています。そういう点でいうと、去年、令和2年度に3億4000万円近く予算をつけて、執行が2億8000万円だったというところで、余った分というのを、やはり市独自で50%という、就学児の子供たちのところにもっと拡充していただきたいと思っています。やはり受益者である子供たちが一人でも多くこの制度の恩恵を受けるべきだと思います。そういう点で、令和2年度に対しては、今後、この制度の拡充をよりしていくべきだと意見を申し上げまして、質疑を終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 私は、3款1項3目、決算書147ページの老人福祉費の12節委託料についてお伺いします。

岩木地区外出支援サービス事業についてでありますけれども、どういう人が対象となっているのか、まずお知らせください。

◎岩木総合支所民生課長（佐藤 和明） お答えいたします。

本事業の対象者は、岩木地区に住むおおむね60歳以上の身体障害者手帳を所持する下肢が不自由な方や、おおむね65歳以上で要介護認定を受けている方など、一般の交通機関を利用することが困難な在宅者で、3か月以上医療機関へ通院する方や、市や市社協が実施または協賛する福祉事業を利用する方としております。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 説明書のほうを見ますと、利用実人員が38人、それから運行回数が1,352回となっておりますが、この中身についてお知らせください。

◎岩木総合支所民生課長（佐藤 和明） 利用実人員38人の内訳でございますが、年代別では70歳代が10人、80歳代が24人、90歳代が4人で、平均83歳となっております。また男女別では、男性7人、女性31人で、うち独り暮らしの方が14人となっております。

また次に、運行回数1,352回の内訳でございますが、自宅から病院まで、あるいは病院から自宅までの片道を1回、往復だと2回となり、片道だけ利用する場合も見受けられます。運行回数は、利用者の健康状態により異なりますが、1人当たり平均約36回、多い方で293回となっております。

また、稼働日数は232日で、1日当たりの運行回数は約6回となっております。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） この説明書、今言った利用実人員が、令和2年度が38人と、運行回数が1,352回ということですが、令和元年度、前年度実績をちょっと見てみますと、利用人員が42人で運行回数が1,502回と、令和元年に比べて

2年度の実績といたしますか、減っていますけれども、岩木地区の外出支援サービス事業の今後の見通しについてもお聞かせください。

◎岩木総合支所民生課長（佐藤 和明） お答えします。

令和元年度に比べて、利用実人員で4人、運行回数で150回の減となっておりますが、令和3年度の8月までの実績を令和2年度同時期と比較しますと、利用実人員では2人減ですが、運行回数では120回の増となっております、サービスの需要は依然として高く、岩木地区意見交換会における継続要望もあることから、市の財政状況等も勘案しながら、交通弱者である高齢者等の福祉増進のため、当該事業は継続してまいりたいと考えております。

◎11番（外崎 勝康委員） 私のほうからは、3款2項1目、157ページ、子ども医療扶助費と。今、野村委員も質疑されておりましたが、私のほうからは、まず最初に、私はいろいろな形で、要は県外から移転されているお母さん方からいろいろ意見をお聞きします。市としてもいろいろな意見を聞いていると思いますが、その辺、どのような意見を聞いているか、まず最初にお聞きしたいと思います。

◎子ども家庭課長（石澤 容子） お答えいたします。

市民のほうから、あるいは転入者のほうからのお声ということですが、まずホームページへの問合せとか、あるいは電話、また転入者に関しては、転入手続で窓口に来庁される方などから無償化を求める声、あとは医療費の負担軽減については、平等を求めるような声は頂いております。

◎11番（外崎 勝康委員） 私も同じような声をよく伺います。特にお子さんが、様々な病気を持っているお子さんに関しては、やはり今まで月の医療費はゼロだったのが、急に弘前に来たら本

当に1万円かかったとか2万円かかったとか、本当に経済的な負担が大きいというお話を聞いております。

それで、先ほど野村委員も細かくお聞きしておりました。それで私がここでお聞きしたいのは、もしも今、医療扶助費を、市民に対してゼロになるようにした場合、どのくらいあと予算が必要なのかお聞きたいと思います。

◎こども家庭課長（石澤 容子） まず、所得制限を廃止した場合ということかと思えますけれども、令和2年度の決算のうちで中学生までの給付額は2億7873万円、これに対して、決算に基づいて、仮に中学生の年度末までの児童の所得制限を廃止した場合は4億1293万円ということで、一般財源で増える額は1億3000万円程度となります。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。何かできそうな数字のような感じがするのですが、それでちょっとお聞きたいしたいのが、所得制限を持っていない全国の自治体数、及び青森県内にそういった自治体があれば、弘前市よりも優遇な自治体があればお知らせいただきたいと思えます。

◎こども家庭課長（石澤 容子） 全国の状況でございます。厚労省が公表しているデータでございますけれども、元年の4月1日が最新のデータで、全国で1,741市町村のうちの所得制限がないところは1,492市町村となっております。県内では、40市町村のうちの31市町村が中学生までの所得制限を廃止しております。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。すごく多くの自治体がきちんと、こういった形でしっかり無料化しているということなのですね。それで、こういった所得制限を持たない理由というのは、これだけ多くの自治体を持たない理由に関してどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

◎こども家庭課長（石澤 容子） 子供の医療費というのは、特に経済的負担の軽減ということもありますけれども、もちろんそれもありますけれども、全国的にはといたしますか、お母さん方は経済的に負担だから病院に行くとか、行かないとかというものではないし、また希望する人が費用負担して利用するとかというものでもなくて、誰でも小さいとき、赤ちゃんなどは必ず熱を出したり、せきをしたり、湿疹が出たり、とにかく不安だから皆さんは病院に行かれるのだと思っております。特に初めてのお子さんをお持ちの家庭とかが多くて、どのお子さんも経済的な不安というよりは精神的な不安というのが結構あるのかなと思っております。例えば全国の自治体では、子育てをしやすい環境とか安心して子供を産める環境の整備といった視点で子供を育てることを社会みんなが応援しているというふうな安心感のために、所得に関係なく、子育て中の親御さんみんなを対象にして、医療資格受給者証という、そういうお守りのようなものを持たせてあげているというような市町村が多いのかなとは思っております。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。私も、本当にそのとおりでと思います。やはり、社会全体が子供を産み育てやすい環境を応援していくといった、そこまで社会全体の意識が高まっているのではないのかなと思います。そういう意味で、子供の欲しい方が、安心して子供を産み育てるためにも、この医療費の無料化というのは必要ではないのかなと思っております。意見として申し上げたいと思います。

その次に、3款2項3目、子育て世代包括支援センター事業に関して伺います。

まず、今回のコロナ禍において、様々、相談がしづらいかいろいろあったかと思うのですが、そういう意味での相談体制とか、またそのために

いろいろ改善したこと、また喜ばれたこと等があれば、お知らせいただければと思います。

◎**こども家庭課長（石澤 容子）** 子育て世代包括支援センターがコロナ感染症の拡大の中でしてきた対応とか改善したことというところがございますけれども、まずこういうふうな中でいろいろ国のほうからコロナに関するガイドラインとかも寄せられますし、あと市内の各施設の状況とかの最新情報を職員間で常に共有しながら、相談者それぞれの状況に応じた情報の提供や支援の調整を行ってまいりました。

例えば、改善したことというところがございますけれども、大きく言えば、二つ挙げますと、まず両親学級とかについてですけれども、感染症の拡大防止のために産科医療機関とかでは、面会や立会い出産が制限されました。産前・産後についての正しい知識を学ぶ重要な機会であったという両親学級も、各医療機関で中止となったことから、子育ての不安軽減のためにセンターの助産師が講座形式で相談支援を行う産前・産後サポート講座を令和2年4月から新たに実施しております。

また、改善点として、個別相談についてですけれども、こちらも不安のために来所や訪問をちゅうちょされる方でも安心して対面での相談ができるように、既存のひろさき子育て応援アプリにオンラインの個別の相談機能を追加して対応したりしております。

◎**11番（外崎 勝康委員）** 今アプリの話がありましたが、アプリの、いろいろ登録したりとかしておりますけれども、その辺の利用率といいますか、その成果というのはどのようにお考えですか。

◎**こども家庭課長（石澤 容子）** オンライン個別相談については、実際こういう仕組みをつくりましたが、実際には時期を遅らせることはあつて

も訪問を拒否される方とかはおりませんで、また電話でのフォローも頻回に行うことなどによって支援ができましたので、令和2年度の相談件数の利用者は3件というふうにとどまっております。

ただ、こういうふうなテレビ電話のような形でお互いの顔を見ながら、一対一の個別相談ができる機能というのが、また今年度は、例えば自宅安静が必要な方に講座の様子を見ていただいたりとか、あと健康増進課配置の専門職と連携して、離乳食や歯磨きなどの歯のすることについて、実際にお子さんの様子や模型などを見ながら相談していただいたりとか、今年度に入っても活用の幅を広げているところでございます。

◎**11番（外崎 勝康委員）** 分かりました。いろいろと工夫されているということで、本当に感謝したいなと思っております。令和2年度における体制等で特に問題、課題とかはありませんでしたでしょうか。

◎**こども家庭課長（石澤 容子）** 子育て世代包括支援センターの事務室とかにいる職員は、限られた職員ではありますがけれども、大分連携体制が整ってまいりまして、健康増進課のほうと分担をしながら、例えばリスクのある方も包括のほうでまず窓口を設けた後、リスクのある方は健康増進課の保健師のほうにつないだり、あとはさらにハイリスクの方、養育に問題のある方は要保護児童対策につないだりと、職員の数は変わらないけれども連携して体制を整えておりますので、特に職員の配置については、今のところ問題はないかと考えております。

◎**委員長（工藤 光志委員）** 次に、さくら未来。

◎**1番（竹内 博之委員）** 私は、3款2項4目の決算書161ページ、工事請負費の児童館・児童センターの冷房設置についてお伺いいたします。

昨年度、熱中症対策で冷房の設置が進んだと思

うのですけれども、ちょっと私のところに保護者の方から届いている要望といますか、意見として、子供たちがいわゆる常にいる場所、遊ぶ場所にエアコンを設置していないことから、子供たちが暑い中ですごく汗をかいて、熱中症の心配があるとか、実際に具合が悪くなっている子供もいるという話を聞いているので、今のこの設置状況は市として充足というか、十分だということを確認しているのかどうかということについて、まずお伺いいたします。

◎こども家庭課長補佐（吉崎 拓美） 令和2年度に実施した冷房設備工事についての、まず設置状況についてお知らせいたします。

令和2年度に実施した冷房設備工事におきましては、児童館14施設、それから児童センター8施設にエアコンを設置しております。設置に当たっては、令和2年の夏休み前までに間に合うように指定管理者と協議しながら、主に児童が過ごすことが多い部屋、あるいは体調不良を訴えた子供が休める場所に設置することといたしまして、図書室、集会室、あと静養室などに夏休み前の7月22日までに設置してございます。今回設置している部分について、市として充足しているのかという認識についてでございますけれども、委員おっしゃるとおり、やはり子供たちの利用人数が多い施設につきましては、指定管理者が実施しているアンケート等からも、ちょっとエアコンがついたと聞いたけれどもあまり冷えていないとか、そういった意見も寄せられておりますので、一部そういう施設への設置という部分の重要性といますか、そちらは今後必要になってくるのかなという認識は持っております。

◎1番（竹内 博之委員） この工事請負費に関しての不用額は幾らになっていましたか。

◎こども家庭課長補佐（吉崎 拓美） 今回の冷房設備工事に係る、設置工事に係る不用額という

ことですけれども、令和2年度の当初予算が720万円でございます。契約額が646万6900円で、契約差額としての不用額が73万3100円となっております。

◎1番（竹内 博之委員） 当然、ぶれはあるとは思いますが、私の個人の意見として、先ほど来、子育ての関連の質疑が出ていましたけれども、子供が伸び伸びというか、子供の環境みたいなものは、やはり私は充実させていただきたいというふうに思うので。予算、結局、財源の部分が最後は議論になると思うのですが、この後子供の医療費の部分でも話はするのですけれども、できる方法とか、どうすれば子供たちの発達・成長というところを行政としてフォローできるかというときに、できる方法というのもぜひ前向きに検討していただきたいということで、これは終わります。

次、3款2項1目の決算書157ページの扶助費、子ども医療扶助費の部分です。

ここに書いているとおり、入院食事代の取扱いということで、当市においては医療扶助費の中でカバーしている費用の中で、入院食事代というのは含まれていないと思います。これは、一旦確認です。予算が3億4244万5000円、決算額が2億7965万9000円で、差額が6278万6000円で、大体これぐらいが不用額ということの理解でよろしいですか。ちょっとその点、お願いします。

◎こども家庭課長（石澤 容子） 当初予算から決算額を差し引いた6278万5000円が不用額ということになっております。

◎1番（竹内 博之委員） ありがとうございます。

この不用額も当然、年度ごとにぶれはあると思うのですが、仮に入院食事代を市のほうで負担すると、子供医療費給付の中で入院食事代も負担しますよと仮定した場合の金額は算出できますか。

◎**子ども家庭課長（石澤 容子）** まず1日当たりの標準的な負担額を1食当たり460円、これの3食分、また年間入院する方が延べ600人、1人当たり6日入院するというので算定しまして、約496万8000円と見込んでおりました。

◎**1番（竹内 博之委員）** これも考え方はそれぞれなので、議論の余地は十分あるのですが、私であれば、やはり子供が入院するということがどこか体を悪くして入院しているわけなので、家庭に与える、精神的な部分もそうですし、おうちでは普通に家族で料理を食べるけれども、プラスアルファ、入院していればその分も食事代がかかるということで、経済的な負担というのも当然見込まれるのかなと思うのです。今、課長がおっしゃってくれたように約500万円ぐらいの予算で、そういった入院食事代もカバーできるということが可能なのであれば、これも弘前市として子供たちの発達・育成、入院した場合でも経済的であったり、そういう精神的な負担を少しでも和らげることにつながるのかなと私個人としては思いますし、今回これを取り上げた理由も、実際に入院されている親御さんから、2週間入院しなければいけなくなって、その入院食事代の請求が来たときにちょっとびっくりして、なかなか経済的にも苦しい状況の中だったからというようなこともあったので、ぜひそこも、先ほどの冷房設置の部分と併せて、やはり子供たちの環境ということを行行政として前向きに、財源の部分が必ずハードルにはなると思うのですが、できる方法ということをぜひ考えていただきたいなと思います。

◎**委員長（工藤 光志委員）** 次に、日本共産党。

◎**9番（千葉 浩規委員）** 私からは、3款2項4目、決算書161ページのひまわり荘指定管理料についてです。

まず、この施設の利用状況と施設の役割について答弁をお願いします。

◎**子ども家庭課長補佐（竹内 孝行）** まず、令和2年度の入所状況についてということでお答えします。

令和2年度は、年度当初1世帯、年度途中で2世帯が入所し、3世帯となりましたけれども、その後1世帯が退所となり、年度末時点での入所世帯は2世帯となっております。

それから、ひまわり荘の役割ということについてですけれども、ひまわり荘は児童福祉法に定める母子生活支援施設として設置されたもので、ひとり親の母子等に対し、安心安全に生活できる場所を提供するとともに、生活支援、生活相談支援、就業促進支援など母子の自立に向けた様々な支援を行っております。ただ、職員配置が国に定める施設規模の最低基準で行っているため、警備員を配置しているものの緊急一時避難場所としての、いわゆるDVシェルターなどの機能は、機能強化を行っていないということです。

◎**9番（千葉 浩規委員）** そこで、市のほうから婦人相談事業についての資料を頂きました。令和2年は、DV被害、ストーカー被害の相談というのが全体の64%を占めていたということです。

今、世界的にジェンダー平等を求める声が大変大きく進んでいるという中で、やはりこの機能を持つ施設というのはどうしても必要であると考えているところです。しかし、極めて老朽化が進んできているということで、私はぜひ建て替えを実現させていただきたいと思っているわけです。

そうした中で、今回、市のホームページのほうに弘前圏域8市町村国土強靱化地域計画に関する主な事業という中に、ちょうどひまわり荘も入っております、建て替え工事、事業期間が令和4年から令和7年と、計画期間が令和2年というふうになっていますので、もう既にその方向性も

出来上がっているのではないかと思うのですが、この点について答弁をお願いします。

◎こども家庭課長補佐（竹内 孝行） 今後の方向性についてというお話かと思えますけれども、今、委員おっしゃったとおり、ひまわり荘は今年で築57年が経過し、手入れは行き届いているものの老朽化が著しく、利便性・安全性に非常に問題があります。また、近年は公営・民営問わず、プライバシーが守られる住宅を希望する世帯が多く、現在のひまわり荘のような共同生活のニーズは低下しております。

こういったことから、母子の生活サポートを目的とした、これまでの施設を利用した支援からひとり親を含む全ての子育て世代を対象とした総合的な支援へと機能向上を図るため、既存の支援策の拡充と新たな支援策を構築して、一人一人に合ったきめの細かい支援策を行っていききたいと現在では考えております。

◎20番（石田 久委員） 私は、141ページの3款1項1目の民生委員活動費についてです。

民生委員のところは、定数398人に対して374人の状況で、24名の民生委員が欠員しているということですが、担い手不足という点もあると思うのですが、その実態についてどうでしょうか。

◎福祉総務課長（秋田 美織） お答えいたします。

令和2年度末現在、民生委員・児童委員及び主任児童委員の委嘱の状況は、定数398人に対し、現員が374人で、12地区において24人が欠員となっております。この欠員の地区における高齢者の見守りなどの活動につきましては、地区会長や副会長、また欠員区域に隣接した区域の委員が担当するほか、民生委員協力員を置くなどして、欠員により大きな影響が生じないように対応していただいております。

◎20番（石田 久委員） 今回、去年のことで、去年からやはりコロナ禍の中で、独り暮らしの主に閉じ籠もっているというお年寄りの方がかなり多い中で、孤独死がかなり出ています。やはり今回、この資料を見たら、一番びっくりしたのは、民生委員がいない町会の一覧をもらいましたけれども、弘前で一番大きい町会が、そこは民生委員5人ですけれども、ゼロなのです。地区で言いますと文京地区のほうが5人欠員で1,408世帯、75歳以上の方は807人います。それからもう一つ、文京のほうで691世帯で75歳以上の方が418人、それから清水地区にも600世帯のところ、それから時敏地区で452世帯、北地区で438世帯、かなり大きい町会で民生委員が出されていないと。そういう中で、コロナ禍の中で独り暮らしの方の安否の確認ということなのですが、そこに民生委員がいないとなると、例えば1か月に1回訪問するとかして助かったというような、いろいろなことがあるわけですが、そういう中でこの担い手不足の具体的な解決というのはどういうふうにして考えているのか、その辺についてもう一度お願いいたします。

◎福祉総務課長（秋田 美織） お答えいたします。

高齢者等の孤立死の防止につきましては、民生委員制度のみでなかなか対応は困難であると考えておりますけれども、まず欠員対策の具体的なものといたしましては、民生委員活動費の増額による経済的負担の軽減や、民生委員協力員の配置による活動負担の軽減と、また併せて後任の育成を図るとともに民生委員の役割の重要性とやりがいについて理解を深めるための地元紙などを活用した広報啓発、加えまして市の退職者説明会において民生委員等の地域福祉活動への参加の働きかけなどに取り組んでいるところでございます。

民生委員・児童委員の欠員状況の推移を見ます



と、令和元年度末が27人、令和2年度末においては24人でありましたが、今年8月1日現在では20人と、僅かではございますが減少しております。

民生委員の推薦母体である町会の皆様に御協力・御尽力いただきながらも、欠員の期間が複数年にわたっている地区がある一方で、健康上の理由などにより民生委員が退任されても間を置かず後任が推薦される場合が、少しですが多くなっております。この傾向が今後も持続するか明確ではありませんが、先ほど述べました対策を継続して講じ、引き続き欠員の縮減に向けて努めてまいります。

◎20番(石田 久委員) 市のほうも努力はされていると思うのですが、やはり民生委員がいないところでいきますと、全部で、何か5万2543世帯のうち民生委員がいない世帯が6,157世帯で、町会に加入しているところが5万2000世帯ですから、約12%の地域に民生委員がいないというような実態です。本当に緊急を要するような状況で、特に一番大きな町会もそういう形でまだ選出されていないという状況の中で、はっきり言って今年も8月は猛暑であったのですが、民生委員がいる町会でも、今年は訪問して民生委員が熱中症になってしまったと。その後にその御自宅に行ったら亡くなっていた、孤独死だったと。そういうような、今年もそういう形でかなり民生委員の果たす役割というのは大きいわけですが、やはりいろいろな、総務だけではなく、例えば町会の中では、先ほどの質疑の中でエリア担当制度とかがあって、町会で何か困り事がないのかという形で、エリア担当の方が入っています。総会に参加したり、いろいろな形でやるのですが、そういうような相談をしながら、町会長と町会の誰々さんに民生委員をやってほしいということで、民生委員になるためには町会役員の5人の推薦とかいろいろあると思うのですがけれど

も、そういうことを具体的に、一部門だけではなく、そうしないとますます民生委員というのは、はっきり言って無報酬です。5万幾らというのは活動手当でありますので、そういう中で本当にやらなければならないのは、地域に暮らす人たちのやはり相談相手とか、それからいろいろなひとり暮らしの方の部分も早急にこれはやっていかなければならないと思うのですが、そういう意味では、福祉総務課のほうでは、もっと抜本的に考えていかなければならないと思うので、ぜひそういう活動を、民生委員の増員というか、全ての方に委員になってもらうために工夫していただきたいと思っています。

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、無所属。

◎2番(成田 大介委員) 私からは、まず3款1項1目、説明書の71ページです。

これ、民生委員等活動支援事業の中の民生委員等活動支援費ということで、この説明書を見ると、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止というものがあるのですが、まずその中身を教えてください。

◎福祉総務課長(秋田 美織) 民生委員等活動支援費の内容についてお答えいたします。

民生委員・児童委員や主任児童委員、また民生委員協力員は、訪問をはじめとした地域住民の見守り等により、地域福祉活動の一翼を担っていただく方でありまして、交通費や通信費等に充てるため、従前から活動費を交付しております。昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問による見守りを行う場合は必ずマスク等を着用し、また感染拡大期にあっては可能な限り電話での安否確認や相談に代えるなど、見守り対象者と民生委員等の両者の感染拡大防止に配慮した活動が必須となり、これまで以上に経済的な負担が増えている状況にありました。そこで、感染拡大防止に配慮した活動に要する経済的な負担を軽減

するため、通常の活動費に加え、民生委員等活動支援費として交付したものであります。

実績といたしましては、民生委員・児童委員及び主任児童委員には1人当たり1万円を377名に、また民生委員協力員には1人当たり5,000円を50名に交付したものでございます。

◎2番(成田 大介委員) ありがとうございます。

これは今、1万円を377名、5,000円を50名ということで、これは個別にということなのか、延べ人数ということなのか。

◎福祉総務課長(秋田 美織) 個別に交付したものでございます。

◎2番(成田 大介委員) それでは、これについては、最後に成果をお聞かせください。

◎福祉総務課長(秋田 美織) 成果といたしましては、民生委員の方からは、感染症が拡大するおそれがある中、直接訪問ができず何件も電話連絡をする場面においても、支援費のおかげで安心して電話ができたという御意見だったり、マスクや消毒液といった感染拡大防止のために必要な物品が高騰し、見守り活動に支障を来すおそれが解消され非常に助かったなどの御意見を伺っております。感染症拡大の影響下にあっても、見守り活動の維持に寄与したものと考えております。

◎2番(成田 大介委員) 次に、3款2項1目、これは決算書155ページ、説明書の87ページになります。

養育支援訪問事業ということで、まずは決算説明書にある専門的相談支援、そして育児家事援助とありますけれども、これ括弧つきでありますけれども、具体的な支援・援助の内容についてまずお聞かせください。

◎こども家庭課長(石澤 容子) 二つの事業の概要について御説明いたします。

一つ目は専門的相談支援で、生後4か月までの

赤ちゃん全戸訪問の結果、継続的に育児支援が必要と思われる家庭に対し、1回目と同じ訪問指導員が再度家庭を訪問し、専門的な相談や助言を行うものです。昨年度の実績のうち、訪問による指導件数が延べ130件となっており、赤ちゃん全戸訪問数978件のうちの約13%の家庭に対して継続的な訪問を行っております。

二つ目の育児家事援助は、不適切な養育環境にある家庭や多胎児などの育児支援が必要な家庭に対して、育児家事支援の専門事業者に委託して訪問によって支援を行うもので、赤ちゃんの沐浴の仕方や掃除や洗濯、ごみの分別などの具体的な家事の仕方などを担当職員と事業者、お母さんと相談しながら支援プランを作成して継続的に行うもので、昨年度の実績としては、利用決定件数6件、育児家事援助回数は延べ19回となっております。

◎2番(成田 大介委員) ありがとうございます。

この本事業の中で、特に育児家事支援により親子にとってどのような効果があると考えていますでしょうか。

◎こども家庭課長(石澤 容子) 育児家事援助の効果ということでございますが、こちらは一定期間の支援の後に対象家庭の評価を行っており、委託事業者だけではなくて市の担当者も同行して養育環境の維持が可能かどうか判断しております。

具体的な効果としては、訪問当初は、お母さんが不慣れな家事や育児等で精神的・肉体的に疲れて、赤ちゃんの面倒を見るのも精いっぱい状況であったものが、育児や家事のアドバイスによって環境が改善し、訪問を重ねるごとに表情が明るくなったり、少しずつ家事や育児に余裕や自信が持てるようになって、心身の体調が改善されたというケースが見受けられております。

◎2番(成田 大介委員) これは本事業、例えば何というか、ホームヘルパーというような感じの印象を受ける方もいるのではないかなと思うのですが、今後の課題についてお聞かせください。

◎こども家庭課長(石澤 容子) 単なるホームヘルパーのような印象を受ける事業でもありますが、ただこの事業は、育児援助者がいないとか、乳幼児の衣食住のお世話とかができにくい家庭、このままではお子さんが健やかに育つことができないだろうと思われる家庭に対して、本人の同意を得た上で、計画的に、継続的に訪問支援を行うもので、PRをして利用者を増やすようなものではない事業でございまして、課題としては必要な家庭であっても、実施の段階では様々な事情によってなかなか受け入れてもらえないという家庭が少なからずあります。継続した相談や健診などの機会を捉えて、信頼関係を築きながら根気よく理解を求めると、適切な養育環境の確保ができるように事業を進めていきたいと考えております。

◎2番(成田 大介委員) ありがとうございます。

次に3款2項1目、これ多分ページ数を書いていませんが、153ページになるのではないかなと思うのですが、説明書90ページ、母子寡婦相談事業ということで、これ説明書を見ると、今まではちょっと母子家庭というか、ひとり親家庭でも母子家庭がクローズアップされていたような気がするのですが、母子・父子家庭の相談内容の特徴についてお聞かせください。

◎こども家庭課長補佐(竹内 孝行) 相談内容の特徴についてということだと思いますけれども、相談内容につきましては、児童扶養手当や福祉資金貸付金など、経済的支援、それから生活支援に関する相談が最も多くなっておりまして、母

子家庭、父子家庭ともにそれぞれ相談件数の約75%がそういった内容になっております。

その次に多いのが、母子家庭につきましては休職や転職、それから資格取得などの就労に関する相談で全体の10%、父子家庭についても同じような傾向で、就労に関する相談が全体の20%程度となっており、特に新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入減に伴う再就職や転職のための資格取得、職業訓練などといった相談が増加しております。

◎2番(成田 大介委員) これはまた、自立支援員というのがあるかと思うのですが、この辺の役割についてお聞かせください。

◎こども家庭課長補佐(竹内 孝行) 自立支援員の役割についてということですが、自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法という法律がございまして、その法律に基づきまして、ひとり親家庭の生活面、経済面の自立を図るため、必要な情報の提供や相談、アドバイスを行っております。特に就労に関する相談があった場合には、本庁内に設置している就労サポートコーナー弘前と連携して、就労に結びつくように支援をしております。

◎2番(成田 大介委員) 今、就労サポートコーナー弘前ということですが、これ最後に、就労に結びついた件数というのお聞かせください。

◎こども家庭課長補佐(竹内 孝行) 就労に結びついた件数ということですが、就労サポートコーナー弘前は、ハローワーク弘前と市が一体的に就労をサポートしているコーナーで、令和2年度はハローワークに直接訪問された方を含め、ひとり親の方が50名就職されております。今後ともひとり親世帯から相談があった場合には、御本人の立場になって、きめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

◎2番(成田 大介委員) ありがとうございます。

それでは最後です。3款2項5目、これも決算書163ページになるのではないかと思うのですが、説明書の96ページ、要保護児童対策事業について質疑いたします。

これ、まず児童相談所での虐待相談件数というのが毎年増加を続けておりました、8月27日の厚労省の発表によると、令和2年度に全国で20万件を突破したというようなことも伝えられております。虐待相談件数については決算説明のとおり、ここにも書いておりますけれども、当市の虐待についての傾向についてお聞かせください。

◎こども家庭課長補佐(竹内 孝行) 当市の傾向についてということですが、子供の心を言葉や態度で傷つける心理的虐待に関する相談が全国的に増加しております。委員おっしゃったとおり、本年8月の国の発表では児童虐待相談件数が増えておりました、全体の6割が心理的虐待を占めております。中でも、同居する家族がDVを受けている様子を児童が目撃する、いわゆる面前DVというのが、数が急激に増えておりました、平成24年度の統計調査開始以来、8年間で約7倍の数値に増加しているというデータが出ております。

当市におきましても、児童虐待相談件数のうち、心理的虐待に関する相談が増加しております、令和2年度は前年度比でおよそ倍の33件となっております、全国と同様の傾向にあると言えます。

◎2番(成田 大介委員) そして今、このような児童虐待について、市ではどのような対応を取っているのかお聞かせください。

◎こども家庭課長補佐(竹内 孝行) 市の対応についてということですが、児童虐待は家庭等の閉鎖的空間で行われることが多いことか

ら、外部の目が届きにくく、児童や乳幼児は自ら助けを求めることができない場合も多いと考えられておりました、把握できていないケースもあると考えられます。

市といたしましては、虐待の早期発見や未然防止を図るために、保育所、学校、医療機関、警察や児童相談所などの関係機関と連携を図り情報の収集と共有に努めているところであり、重大な事案に発展しないように積極的な訪問支援などにより、援助を必要としている家庭とつながる体制を構築しているところです。

◎2番(成田 大介委員) 最後に、我々市民の立場で虐待防止に向けて何かできることがあるのか、最後にお聞かせください。

◎こども家庭課長補佐(竹内 孝行) 先ほど申しましたけれども、児童虐待というのは外から見えにくく、当事者である児童が声を上げにくいものなので、早期発見や未然防止には地域で生活する市民の見守りというのが非常に重要になってまいります。児童の泣き叫ぶ声ですとか、いつも同じような服装をしているとか、あるいは保護者がどなり声を上げているとか、そういう何らかの異変がありましたら、それは児童や保護者がSOSを発している可能性があります。そうしたときには、たとえ間違いであっていいので、市や児童相談所に連絡をいただくか、虐待対応ダイヤル189——いち早くというのがあるのですけれども、そちらに御連絡をいただききたいと思えます。

◎2番(成田 大介委員) この民生費については四つの質疑をさせていただきましたけれども、これはやはりいずれにしてもなかなか弱い立場と申しますか、なかなか言い出しづらいような案件も多々あるかと思えます。これについてはしっかりと、今まで一般質問でもいろいろ、るる質問は繰り返されておりますが、何度もまたアナウンス

することで周知していくということも大事なのかなと思います。これからもよろしく願います。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前 11時36分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎4番（齋藤 豪委員） 私からは、午前中に石田久委員からも質疑がありましたが、民生委員活動にやや関連しての質疑をさせていただきます。

説明書の81ページ、高齢者在宅福祉事業、3款1項3目になるかと思えます。次の82ページの緊急通報システム事業業務委託料についてお伺いいたします。

これ、独り暮らしの高齢者に対し、緊急連絡の可能な装置を設置・貸与ということで載っておりますけれども、どのような概要か詳しくお知らせいただきたいのと、これはどういうふうにご利用されているのか、実績についてもお知らせください。

◎介護福祉課長（川田 哲也） 緊急通報システム事業についてお答えいたします。

在宅において、援護を必要とする独り暮らし高齢者等が、安全かつ安心した生活を送ることができる環境を整備することを目的に、緊急ボタンのついた緊急通報装置の設置や、緊急通報装置がついた身につけることができるペンダントなどを貸与するものです。装置は、固定電話回線を利用して接続するもので、緊急ボタンと相談ボタンのついたハンズフリーの機能を有する本体装置と緊急

連絡機能が搭載されたペンダントの二つの装置で構成されており、高齢者等が急病などにより緊急ボタンを押すと、受信センターが緊急通報を受信し、救急者の要請を行うなど、必要な対応を24時間体制で行っております。また、緊急自動通報のほか、月に1回程度、委託事業者から安否確認のための電話連絡を行っており、その際、健康状態の確認や様々な相談対応も実施しながら、体調がよくない方に対しましては、その都度必要と考えられる対応や医療機関への受診の促しを行っております。

実績についてですが、令和2年度末において社会福祉協議会で行っている福祉安心電話のほうは142台、民間事業が行っているシステムのほうは72台、合計214台設置しております。

◎4番（齋藤 豪委員） 答弁、ありがとうございます。

これを見れば、実績が142台ということで、前のページにちょっと戻っていただきたいのですが、ほのぼのコミュニティ21推進事業業務委託料のところにほのぼの交流員が独り暮らしの高齢者世帯のところを訪問しているというような人数が書いてあります。対象者人数が677人ということで、今年の実績が142台ということで、これは最近、テレビコマーシャル等でも独り暮らしのお父さん、お母さんが田舎にいて、都会にいる息子に何かあったときにはボタンをぼちっと押しなさいよというようなコマーシャルが流れていると思うのですが、私はそういう装置を想像しまして、もしかしたら民生委員の人数が足りていない、こういう独り暮らしの人をどのようにケアしていくかといったときに、こういう装置をこの独り暮らしの世帯の皆さんに配布していくというようなところも検討していくのも必要ではないかなというような意見を述べて終わりたいと思います。

◎3番(坂本 崇委員) 私からは、3款1項2目、決算書143ページ、在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業業務委託料についてお尋ねいたします。

この事業の、まずは内容についてお聞かせいただければと思います。

◎障がい福祉課長(白取 靖夫) 在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業についてお答えいたします。

この事業は、移動が困難な心身障がい者に対して障がい福祉サービスを補うことを趣旨とし、社会参加の促進及び通院時等の経費軽減のため、乗車1回当たり600円の利用券を1人当たり年間12枚交付するというものでございます。

◎3番(坂本 崇委員) 年間1人当たり12枚、1枚当たり600円の利用券ということなのですが、年間12枚を交付することとなった算定根拠というか、それとあと、令和2年度の利用率を見ると41%ということでございます。ちょっと半分っていないという少ない印象があるのですが、これに関する見解といいますか、分析といいますか、お聞かせいただければと思います。

◎障がい福祉課長(白取 靖夫) まず根拠でございますけれども、600円のほうの根拠については、今、初乗り料金が670円、障害者手帳を提示しますと1割引きとなりますので、これ70円引かれて600円になります。その600円の部分を補助するというものでございます。

それから、年間12枚につきましては、以前はこれ、御案内のとおり24枚でありましたが、利用率があまり多くないと、高くないということで半分、年間12枚ということにさせていただきました。

それから41%、これは例年大体このような数で推移してございますけれども、半分も使っていない。もちろん12枚交付して、それを全て使い切る

という方もいらっしゃいますし、昨年の例からいっても、36%ほどの527名の方は1枚も使っていないという方もいらっしゃいます。トータルで見ますと、やはり半分はいかないで、大体41%、1人当たり枚数にしますと約4.9枚と、半分の6枚も使っていないということになってございます。タクシーのこのチケット、皆さんに12枚均等にお渡ししているわけですが、身内の方に車に乗せていただいたりとかという、御自分で運転する方もいらっしゃると思いますし、全ての方が12枚全て使い切るところには達していないというものでございます。

◎3番(坂本 崇委員) ありがとうございます。

ちょっと障がいのある方からお話を伺ったのですが、先ほど課長も言ったとおり、前は24枚出た。最近というか、ここ何年か前に半分になったということで、その方は家族に自動車を持っている人がいない、運転する人がいないということで、これをすごく活用されていたようで、それが半分になってちょっと大変だという話を伺っておりました。

利用率が半分っていないので、例えば皆さん全員に、公平公正に、平等に年間12枚という考えが大前提なのはよく分かるのですが、こういう半分っていない状況、利用率半分っていない状況の中で、例えば前期・後期に分けて、前期の利用率なんかを見ながら、事情のある方もいらっしゃる。そこを柔軟に、一律12枚ということはあるのでしょうか。何かいい策を検討いただければ。これがすごい利用率なのであればあれなのですけれども、この利用率ならせつかくのサービスなので、何かそういう工夫というか、あってもいいかなど。他地区の事例なのですが、八戸なんかは月4枚程度という書き方をしています。掛ける12だと48枚、フルに使えば48枚使って

いるのだなと思ったのですが、そういう表現で、必要な人に必要なサービスができるような、いろいろ障がいを持っている方も、家庭環境とか、それぞれの暮らしている環境は違うと思うので、何かもしいい策があればこの辺は御検討いただければと思います。要望で終わります。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） ほかに、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 3款1項1目、説明書74ページ、訪問相談推進事業についてお伺いいたします。

アウトリーチ支援員です。事業の内容を教えてください。

◎生活福祉課就労自立支援室主幹（木村 敬之）

この事業の目的といたしましては、8050問題、また就職氷河期世代への支援、こういった背景の一つであるひきこもりの長期化、こういったものに対応するために、外出困難で社会的な孤立に苦しむ方の支援を充実させて自立を促すといった事業になっております。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 配属が、配置が

1名ということなのですが、この1名というのはどのような方が訪問されるのでしょうか。

◎生活福祉課就労自立支援室主幹（木村 敬之）

こちら、会計年度任用職員になっておりまして、過去にも福祉職に関わった方を昨年度採用いたしまして、その方に専門的に対応していただいております。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 専門的にといたしますと、具体的にどういう訪問の仕方をされているのですか。

◎生活福祉課就労自立支援室主幹（木村 敬之）

具体的には、一番最初はやはり民生委員の方とか、あと御家族の方とかから相談を受けまして、その後、必要に応じて関係機関とも連携しながら、その方のお宅に行き、会える機会というのはなかなかないのですけれども、それでも月に1回程度その方のお宅を訪問いたしまして、できる限り会うようにするような形で、あとは家族との信頼関係のほうを構築するような形で実施しております。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 説明書によると、訪問相談対象者が12人、またの訪問実施件数が27件とありますが、今おっしゃったように1名に対して月1回の程度で伺っていると、この訪問件数は少なくありませんか。

◎生活福祉課就労自立支援室主幹（木村 敬之）

あとは、この訪問に行く方と、なかなか会えない場合は、まず御家族との信頼関係ということで、昨年度69回、いろいろな家族の方と面談いたしまして、そういった形で、まず本人と会えないときは家族との信頼関係の構築から実施しているということで今やっているもので、そこはちょっと、数字の単純な掛け算にはなっていないというところがございます。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 12人ということなのですが、大変少ない数だと思っておりま

す。もっと掘り下げると、かなりの数になるのではないかなと思うのですが、今回は民生委員とか御家族の相談でこの12人という方を対象にされたと思うのですが、なかなか会えない、そこが壁かなと思っているのですが、これは気長にかからないと、これは行ったからといって会ってくれないし、何年もかかる事業かなと思っています。やってみて、課題とか、今後どういうふうな方向でこの事業を進めたいと思っておられますか。

◎生活福祉課就労自立支援室主幹（木村 敬之）

やはり委員おっしゃったとおり、会議の場とかでこういうアウトリーチ支援ができますよというふうなお話をして、そういう方からは連絡があったのですけれども、やはり一般の方への周知というのがまだ足りていないなというところもございまして、予定では来月、10月15日号の広報に、そういう方への支援を弘前市でもやっていますということで、広報のほうにも掲載して、なるべく一般の方にも周知しながら、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 広報していただいて、今、先ほど答えていただきましたけれども、本人にはなかなか会えないと。だけれども、親御さんとの信頼関係が大事だというふうなお話がありました。やはり親御さんも不安です。なので、親御さん同士の交流をする場で安心につなげるというような方法も視野に入れて取り組んでいただきたいと思っております。

次に婦人相談事業、3款1項1目、相談件数が132件とありますけれども、これは来てくれる方、そしてまた、電話もあるというふうなのですが、どれぐらいの数が、訪問が何件、電話が何件というふうに答えられるのであればお願いいたします。

◎こども家庭課長（石澤 容子） お答えいたします。

こちらのほうの132件という数は、実際来庁した方の数でございます。内訳としましては、DVが67件、離婚に関してが23件、その他が42件となっております。

◎18番（石岡 千鶴子委員） やはりDVが多かったですね。DVの問題に対してどのような相談、また県のシェルターのほうに入られたという事例はありますか。

◎こども家庭課長（石澤 容子） DVに関しては、こども家庭課に婦人相談員を1名配置しておりますけれども、その相談員のほかにも家庭相談員とか、子育て相談員とか、いろいろな分野に精通している相談員によって、各関係機関のほうにつないでおります。

実際、一時保護したケースは、令和2年度は1件ございます。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 相談をされる方の件数が132件、多いと見るか、少ないと見るか。これは、氷山の一角なのではないかなと思っております。そういった中で、やはり深刻な事態に至る前に、市としても寄り添った、そして解決に向けた対応をお願いいたします。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） ほかに、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 質疑なしと認め、これをもって、3款民生費に対する質疑を終結いたします。

---

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、4款衛生費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（三浦 直美） 4款衛生費について御説明申し上げます。

166ページから191ページにかけて、4款の衛生費を御説明申し上げます。

まず、166ページから167ページをお開き願いま



す。

1 項保健衛生費は、健康増進課、新型コロナウイルスワクチン接種対策室、地域医療課、環境課等に係る経費でありまして、予算現額56億985万5000円に対しまして、支出済額が41億5245万5029円、翌年度繰越額が13億3650万7591円で、1億2089万2380円の不用額となっております。翌年度繰越額の繰越明許費は、新中核病院整備事業費補助金などに係るものであります。

不用額の主なものを申し上げます。168ページ、169ページをお開き願います。

2 目予防費12節委託料の3340万8502円は、予防接種業務委託料などの支出が見込みを下回ったことによるものであります。

176ページ、177ページをお開き願います。

5 目病院及び診療所費23節投資及び出資金の1490万2659円は、病院事業会計出資金の支出が見込みを下回ったことによるものであります。

178ページ、179ページをお開き願います。

6 目保健活動費12節委託料の764万80円は、妊婦・乳児健康診査業務委託料などの支出が見込みを下回ったことによるものであります。

184ページ、185ページをお開き願います。

2 項清掃費は、ごみの収集運搬処分及びし尿処理に係る経費でありまして、予算現額19億4298万3000円に対しまして、支出済額が19億2212万7085円で、2085万5915円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。188ページ、189ページをお開き願います。

2 目じん芥処理費14節工事請負費の732万1000円は、埋立処分場第2次水処理施設整備工事の支出が見込みを下回ったことによるものであります。

以上で、4 款衛生費の説明を終わります。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 本款につきましては、8名の質疑通告がございます。順次、会派

を指名いたします。

まず、創和会。

◎7番（石山 敬委員） 私からは、4 款1 項6 目、決算書179ページ、5 歳児発達健康診査・相談事業についてお伺いします。

近年、この入学前の5 歳児健診、名前が結構聞かれるようになったのですけれども、ちなみに、この当該事業はいつから実施されて、どういった目的で、そしてどういった診査内容であるのか。また、その結果を受けて、どう診断、判定をするのかお伺いいたします。

◎健康増進課主幹（鳴海 悦子） 5 歳児発達健康診査・相談事業についてお答えいたします。

まず開始年度ですけれども、平成25年度から始まりました。事業の目的としましては、5 歳時点の発達について支援を要するお子さんを把握して、適切な支援につなげていくことが目的でございます。内容としては、弘前大学の協力の下に1 次健診、2 次健診、結果説明の3 段階で、対象を年2 回に分けて行っております。

事業内容の概要ですけれども、1 次健診はアンケート形式で5 歳児全員を対象として行っております。2 次健診は、発達について詳細な検査として、医師による診察、知能検査など、主に1 次健診の結果で詳しい2 次健診が必要とされたお子さんを対象にして行っております。

最後に結果説明ですけれども、こちらのほうは医師の説明ですとか、臨床心理士からの説明になるのですけれども、健診の結果とお子さんの発達の特性、あと診断の内容などについて説明を保護者の方に行うことと、あと教育相談員による就学に向けた相談も行っております。

最後に診断のところについては、2 次健診の項目に医師の診察、運動検査、心理検査、保護者のアンケートの結果、これらを総合的に評価しまして、各障がいの診断基準に基づいて医師が診断し

ております。

◎7番(石山 敬委員) ありがとうございます。

この説明書を見ますと、これは全員を対象にということでありませけれども、1次健診が受診率87.8%と、できれば入学前の子供たちには全員に受けてもらいたいという思いはあるのでしょうか、100%にいかない理由についてお伺いします。

◎健康増進課主幹(鳴海 悦子) 100%の受診率にいかない理由ですけれども、未受診につながってしまう理由としては、既にもう5歳時点で医療機関のほうにつながって経過を見ていただいているお子さんも複数いらっしゃいます。あと、療育機関を利用しているお子さんもいらっしゃいますので、そのようなお子さんを持つ保護者の方については、5歳児健診を受診する必要がないのかなど考えられて、受診につながっていないものと思われる。

◎7番(石山 敬委員) 健診及び相談を実施とありますけれども、相談とありますが、近年の相談件数と、もしもお知らせ願えれば、相談の内容とか、もしも近年の特徴とかがありましたらお願いいたします。

◎健康増進課主幹(鳴海 悦子) 近年の相談の件数ですとか、相談の内容についてお答えします。

相談ですけれども、2次健診をお受けになった保護者の方を中心に、結果説明ということでお一人に1時間以上かけて詳しく説明する機会があるのでありますが、その中で保護者の方の相談も承っております。

人数としては、ここ過去3年ぐらいなのですが、平成30年度が116人、令和元年度が121人、令和2年度は139人ということで、結果説明をお受けになった約99%の方が相談をされて帰ら

れているという状況です。

相談の内容につきましては、やはりお子さんにそういう発達の特性があるということで、これからどうすればいいのですかということで、おうちでの関わり方を詳しくお聞きになったり、小学校就学に向けてどういうことをしていけばいいのかというのを相談されているということが多いと思っております。

◎7番(石山 敬委員) ありがとうございます。

私のところにも、感覚とすれば近年、親御さん、保護者の方のそういう問合せとかが近年多くなってきているような感じがしますので、相談もその都度やっているのですが、これからも丁寧に、また来たら相談に乗っていただきますようお願いいたします。

◎8番(木村 隆洋委員) 4款1項5目、決算書175ページ、急患診療所運営事業についてお伺いいたします。

まず初めに、過去2年、令和元年、令和2年度の患者数の内訳をお伺いいたします。

◎健康増進課長(山内 恒) 急患診療所の過去2年間の利用者の実績でございますが、急患診療所のほうは、休日と、それから夜間の診療を実施しております。まず休日におきましては、内科・小児科・外科の3科の診療、夜間は内科・小児科のみとなっております。令和元年度は、まず内科が休日・夜間合わせまして4,379件、小児科が6,151件、外科が休日のみで859件の合計で1万1,389件、令和2年度におきましては、内科が休日・夜間合わせて1,692件、小児科が1,925件、外科が休日のみで725件の合計で4,342件となっております。

◎8番(木村 隆洋委員) 令和2年度に関してはやはり新型コロナウイルス感染拡大ということで、この診療体制が大変難しい部分があったと思

います。このコロナ禍における診療体制、例えばこの発熱外来の受入態勢とかというのはどうだったのかお尋ねいたします。

◎健康増進課長（山内 恒） 発熱外来、診療体制についてでございますが、まず発熱など風邪の症状がある患者に関しましては、まず入り口のところ、インターフォンもしくは電話で患者のほうから症状を聞き取りいたします。もしそれで新型コロナウイルスの感染症の陽性者と接触があるといった場合は、その場で保健所のほうに本人から電話連絡をしていただき、保健所の指示に従っていただくこととしておりました。また、発熱などの風邪の症状があった場合は、通常の急患診療所の入り口とは別の入り口から動線を確認した上で、診療所の外の別の場所に待合室と診療所を専用に確保して対応することとしております。

なお、医師とスタッフ全員がガウン、それからフェースシールドを着用しまして、感染対策を講じた上で診療等に当たっております。

◎8番（木村 隆洋委員） 先ほど患者数の内訳を伺いましたが、令和元年度から令和2年度にかけて6,000人近く、令和元年度は1万1000人だったのが4,000人余りと、総数で。そのうち小児科の患者が、令和元年度は6,100人余りが、令和2年度は1,925人と、約4,000人余り、6,000人近く各患者数が減っている中で、小児科の方が4,000人減っていると。これはコロナ禍というものもあるのでしょうか、やはりインフルエンザの蔓延が広がらなかったというのが一番大きな原因かなと思っております。

ただ、今朝のニュースをちょっと見ても、インフルエンザは今年、ひょっとしたら大流行とか、流行する可能性が非常に高いと。昨年流行しなかった分、免疫を持っている方が非常に少ないので、今年は令和2年度のようなことはないだろうという専門家のお話、どこまで流行するかは抜きに

しても、昨年度みたいなことはないだろうというお話をされている方もおりました。そういった中で、またこの新型コロナの第5波、少し落ち着きを見せつつありますが、この第5波という中においても、今後のこの急患診療所の運営に関する課題というのをどういうふうに捉えているかお伺いいたします。

◎健康増進課長（山内 恒） 運営に当たっての今後の課題ということでございますが、現時点におきまして、急患診療所は当初、内科・小児科の2科からスタートしている中で、平成27年度から新たに休日においては外科の診療も開始したということもあって、もともと必要最小限のスペースで運営していたものが、さらに外科の診療に必要な、そういったスペースなども含めて手狭となっている状況があります。

また委員のほうからもお話がありましたインフルエンザの流行の季節におきましては、急患診療所における診察、受診される方も多くなりまして、そういった方が待ち合うそのスペースを確保するために、現在の急患診療所のスペースのほかには保健センターのロビー、こういったところを活用しながら待合スペースを確保しているという状況もありまして、かなり現状、手狭な状況となっております。このたび、コロナ禍の発熱外来等の対応におきましても、何とか動線とか、それから密集を回避するようなそういった待合スペース、それから診療の部屋を何とか確保して、今実施しているという状況でありますので、そういったことでやはりスペースの確保というのが今後の課題になろうかと考えております。

◎8番（木村 隆洋委員） 一般質問等でも、市立病院の跡地に野田の総合保健センターの機能を移転すると。一般質問等のやり取りを伺っても、急患診療所は拡充するという方向だという答弁もありました。やはり誰が見ても非常に手狭な感じ

がしておりますので、早めに広いスペースがこのコロナ禍の中でも必要だと思いますので、ぜひそういった部分をスピーディーに検討していただければと思います。

◎10番（野村 太郎委員） 私から三つ通告しておりますけれども、順次質疑させていただきたいと思います。

まず4款1項2目、予算書の169ページの予防接種・結核検診事業、私のほうから、これの特に日本脳炎について質疑させていただきたいと思います。

日本脳炎ワクチン、大体実務としたら生後6か月から20歳未満といっていますけれども、大体1回目を打つのが3歳で、1期の追加が大体その1年後ぐらいというふうなのが実務だと思いますけれども、日本脳炎は今大変、1年間で発症する人はほとんどいなくなっているのですけれども、いざ発症すると致死率も高い、怖い病気でございますけれども、しかも、それは定期接種ということで、母子手帳を持っていけば無料で受けられる予防接種なのですけれども、この接種率の、1期の初回が22.3%で追加が17.6%、2期になるとまた16.1%と。定期接種の割には異常なこの接種率の低さなのですけれども、この原因についてまずどのように分析しているかをお願いします。

◎健康増進課長補佐（渋谷 輝之） まず日本脳炎ですけれども、蚊の媒介による日本脳炎ウイルスの感染で発症し、以前は子供とか高齢者に多く見られた病気です。ワクチン接種によって、罹患リスクを75%から95%減らすことができると報告されているものでございます。

接種率に関しましては、まず対象なのですけれども——対象者です。第1期の初回及び第1期追加が、本来であれば生後6か月から生後90月に至るまでの間にある者、それから第2期が9歳以上13歳未満の者となっておりますのですけれども、日本

脳炎の予防接種に、当初重い病気になった事例があったことをきっかけに、平成17年度から21年度に接種勧奨の差し控えが行われました。それによって接種の機会を逃した者につきまして、特例措置として20歳に至るまでを対象として、ちょっと対象範囲が広がっているということで、ほかの予防接種と比較しまして接種対象者が大きいこともあり、それで接種率が低くなっているものと考えております。

◎10番（野村 太郎委員） 接種対象者が多い、確かに数字を見ればそうですね。そういう点でいうと、確認なのですけれども、全国の、厚生労働省が出している全国の状況を見ると、先ほどおっしゃったように平成17年、たしかあれば、生ワクチンで実際に日本脳炎を発症したりとかといったことで、ポリオと同じようなことが起こって、積極的な接種勧奨をしなくなって、でも現在はたしか不活化ワクチンになってそういうことはできていないと思っているのですけれども、一時期ワクチンに対する信頼が失われて低くなったというところで、そのときに受けていない人をも対象としているからということなののですけれども、実際問題は、この17%、16%とあるのですけれども、実は十分に接種はもう行われているということなのでしょうか。でも実際、やはり対象者の中でまだ受けていない人のほうが多いということなのですか。ちょっとそここのところ、分かりにくいのでお願いいたします。

◎健康増進課長補佐（渋谷 輝之） すみません、詳しい数字のほうは持ってはないのですけれども、やはり特例部分以外のところの生後6か月から生後90月というところに関しては、接種している方は多いと思っております。

◎10番（野村 太郎委員） 実はこの接種率の低さというのを、今うちも子供にこの日本脳炎のワクチン接種をしてきたのですけれども、うちの

妻と話していて、この低さは何なのだろうと思ったら、ほかのワクチンは結構、生後、乳児のときから1歳ぐらいまでどんどん受けて、問題意識も高いのですけれども、このワクチンは結構、3歳になってからと、少し時間を置いてからやるワクチンになります。結構時間がたつから忘れてしまっているのかなということも考えていたのですが、この日本脳炎のワクチンに対して接種の勧奨、接種の時期ですよというような、そういうことをお知らせというのはやっていますのでしょいか。

◎健康増進課長補佐（渋谷 輝之） 対象者への案内ですけれども、3歳児健診と就学時健診のときの健診の案内と併せて行っております。あとそのほか、4月初めに年度内、9歳、13歳になる方にお知らせしております。ただ、3年度に関しては、ちょっとワクチンの流通量の関係で3歳の方に行っておりませんが、周知に関してはきちんと行っていると認識しております。

◎10番（野村 太郎委員） 分かりました。今年、どうもワクチンの供給量が少なくなって、今ちょっと大変な時期で、多分、来年は少し悪い数字になるのかなと思うのですけれども、この接種の勧奨、特にこの日本脳炎、本当に重篤な状況になる。集団免疫があるから今こうなっているけれども、もし接種率が低くなると大変なことにまたなるということなので、特にこの接種勧奨というのに関しては、もう少し手厚くやっていただきたいというふうな意見を申し上げておきます。

次に河川清掃美化運動、4款1項3目、予算書の171ページです。

何度か予算委員会、決算委員会でも質疑した内容でございますけれども、去年は春も夏も新型コロナウイルスの関係で中止になったと思いますけれども、去年1年はやらなかったというところで、河川環境等に関してどういう影響があった

か、どういうふうに分けていらっしゃるか、お願いします。

◎環境課長（福士 智広） 河川の状況について影響があったかということでございます。

河川の関係で、一部の町会のほうからは、河川清掃を実施しないことにより河川にごみが堆積してしまい、大雨が降った場合などに河川が氾濫するのではないかと心配の声が寄せられました。環境課としては、随時河川の環境の把握に努めまして、河川管理者とも連携しながら適切な状態を維持できるよう対応しております。河川清掃に関連して寄せられた河川の中に生えた樹木の伐採や河川敷の陥没の穴埋め等の要望につきましては、いずれも中南地域県民局に状況を伝達し対応していただいております。そのほか県が個別に受けた要望にも対応しているとのことで、中止になったことでの大きな影響はなかったものと考えております。

しかしながら、河川清掃を実施した年と比較いたしますと、河川周辺でのごみや雑草等が見受けられることから、河川清掃美化運動が当市の景観美化に大いに寄与していると改めて実感しております。今後も市民の安全安心を優先しながら、引き続き実施してまいりたいと考えています。

◎10番（野村 太郎委員） 答弁、ありがとうございます。

確かにこの河川美化運動というのは、大体作業としては二つに分かれていて、実際川の中に入ってごみを拾う作業と、川の路肩の草を刈るという作業、大体で二つあると思うのですが、今の答弁にあったとおり、草をむしったりするというのをやらないということで、確かに見栄えが悪いなというか、あったと思うのですが、この川の中の環境で見ると、そう汚くなったな、ごみが多くなったなという実感はないというのが現実だと思います。

そういう点で意見として付しておきたいのが、この川の中に降りて行う活動というのは、これは場所にもよるのですけれども、5メートルくらいある擁壁を降りて、降りたり登ったりしながら、しかも結構草深い、水深もある、ぬるぬるしていて滑りやすいというような環境の中で行う作業というのが結構多い。そういう点でいうと、私は、個人的にはこの川の中の作業というのは少し見直すべき時期に来ているのではないかなと。しかも、先ほどいみじくも答弁にあったとおり、あまり河川の中というのはそこまで汚れていないという現状を考えると、去年2回とも中止になったという点で、少しこの事業というか、内容の見直しをかけてもいい時期に来ているのではないかと意見を付させていただきます。これに関しては以上で終わります。

次に、4款1項7目、予算書181ページの30歳節目歯科健診事業でございます。これについて、昨年の状況、令和2年度の状況を質疑いたします。

◎健康増進課主幹（澤居 吏香子） 30歳節目歯科健康診査の令和2年度の実績についてですけれども、この事業は、令和2年度中に30歳になる市民1,361人に対して無料の受診券を送付して、市内の医療機関において歯科健診を受診していただいたもので、受診者は186人、受診率は13.7%となっております。

◎10番（野村 太郎委員） ありがとうございます。

受診率13.7%、この制度、事業ができてから同じく低い数字で推移していると思うのです。そういう点で、この13.7%という低い受診率、令和2年度で、これは例年低いので、何か改善しようという施策・取組というのは行ったのかどうかお願いします。

◎健康増進課主幹（澤居 吏香子） 30歳節目歯

科健康診査の受診率なのですけれども、確かに13.7%と低いのですけれども、この事業は平成26年から開始いたしまして、当時一桁台の受診率が、年々少しながらも受診率が増えてきております。

若者の口腔の健康管理の重要さということは周知していきたく思っておりましたので、令和2年度の取組につきましては、まず令和2年度なのですけれども、受診券を送付しているのですけれども、この内容を通知だけのものから口腔ケアの重要性をアピールするような内容にしております。あと歯科健診を受けられる市内の医療機関の一覧を受診券のほうに載せております。

◎10番（野村 太郎委員） 少しずつ改善しているということでした。また、2年度はそのような取組をしたということでした。

若い頃、若者の口腔ケアというのは、ただ単に歯科の衛生というだけではなくて、その後の成人病であるとか、そういった40代以降、30代以降の健康というものに大変直結してくるデータがあるということで、これは重要な施策だと思います。

そういう点で意見として申し述べさせていただくのが、やはりこれ、30歳、1年というのが結構ハードルというか、受診率が上がらないハードルになっているのではないかと。30歳のとき、ちょうど忙しくて受ける暇がなかったというようなこともあると思います。そういう点でいうと、今後は30から35歳のうちの1年間に1回とか、ちょっとその間口を広げて利用しやすくするといった工夫が必要なのではないかなと思いますので、これを意見として付しておきたいと思っております。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、木揚公明。

◎16番（小田桐 慶二委員） 私からは、4款2項2目、決算書189ページ、弘前地区環境整備事務組合負担金に関連して質疑させていただきます

す。

先日の一般質問でも、木村議員から令和8年度に向けての黒石市との合併の件の質問がございました。この辺について、少し何点か確認したいと思っております。

たしか答弁では、百何項目にわたる協議事項を今進めているということでありました。令和2年度で様々、協議もある程度進んでいるかとは思いますが、その合併に伴って、黒石市からどの程度のごみの量が搬入されると想定されているのか。それを環境整備センターと南部、二つあるわけですが、この2か所にどの程度振り分けられる、搬入量が振り分けられるのかということをお聞きします。

◎環境課長補佐（山内 浩弥） ごみ処理の広域化によって黒石地区清掃施設組合からのごみの搬入量ということですが、今ちょっと具体的な数字は持ち合わせておりませんが、広域化が進めば、黒石地区のごみは全て弘前地区環境整備センターと南部清掃工場に搬入されるという予定になっております。その割合についても、これから量とかに応じて決めて、協議をして決めていきたいということがございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） それは、これから協議で明確に決まっていくということですね。

それで、ちょっと心配なのは、黒石市から搬入されるわけですが、環境整備センターと南部清掃工場の処理能力、搬入量が増えるわけですが。処理能力が増えた分で、処理能力の何割程度までになるのか。ごみの処理能力です。その点の数字は分かりますか。大体でよろしいです。何%ぐらいまでになるかということ。

◎環境課長補佐（山内 浩弥） 処理能力について、具体的な数字は持ち合わせておりませんが、十分処理が可能なものと考えております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 分かりました。

当然、十分な処理能力の中でやっていかないと駄目なわけですから、それはそれで了解いたしました。今後、その辺はしっかりと協議を進めていただきたいと思います。

それで、黒石地区清掃施設組合でしたか、いわゆる黒石市から搬入されるということで、弘前の2か所でごみの処理数が増えるということになるわけですが、南部、それから清瀬橋のあそこと2か所の、いわゆる地元の理解はどの程度得られているのかなというところです。令和2年度、あるいは令和元年度で、地元との話合いといいますか、説明会というのがやられたのか、どういう意見があったのか、地元の理解は得られているのかというところを確認します。

◎環境課長補佐（山内 浩弥） これまでの地元との話合い、協議ということについてお答えします。

津軽地域ごみ処理広域化協議会事務局によりますと、ごみ処理施設周辺地区である藤代、または石川地区におきまして、これまで地区町会連合会と町会役員会及び住民説明会を実施していると伺っております。令和元年度から今年度まで複数回、説明会を開いていると聞いております。

その内容は、協議内容の進捗状況も踏まえて情報共有している内容となっております。

◎16番（小田桐 慶二委員） おおむね理解を得られているという認識でよろしいですね。

◎環境課長補佐（山内 浩弥） 今のところ、おおむね理解は得られていると考えております。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 私は、4款2項2目、決算書189ページ、説明書の103ページについてお伺いします。

ごみ集積ボックス設置事業費補助事業についてでありますけれども、改めてこの事業の概要についてお知らせください。

◎環境課長（福士 智広） この事業の概要につ

いてでございます。

ごみ集積所におけるカラスの食い荒らし等を防止し、生活環境を良好なものとするため、固定の集積ボックスや折り畳み式の収納枠の新設や更新に要する経費の一部を補助するものでございまして、令和2年度の申請件数は79件でございます。このうち町会による申請が53件、個人が20件、団体企業は6件という内容になってございます。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） この説明書を見ると、申請数は79件、53町会、20団体、個人6名とありますけれども、この個人とは何か、具体的に教えてください。

◎環境課長（福士 智広） 個人でございます。

個人による申請というのは、主に集合住宅、いわゆるアパート等の所有者による設置というもので、このほか町会からの申請によらない集積所利用者を代表して個人が申請する場合がございます。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） この事業は、たしか六、七年ぐらい前からと記憶していますが、事業の開始年度とこれまで設置した設置数をお知らせください。

◎環境課長（福士 智広） 本補助事業につきましては、平成25年度より継続して実施しております。本補助事業による令和2年度までの総申請511件に対しまして、総設置基数は、ごみ集積ボックスが605基、折り畳み式ごみ収納枠が277基の計882基の設置に至っております。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 最後です。この町会、並びに今言われていますアパートとか、こういう方からの要望に対して、これまで要望に応えられなかった事例とかというのはありますか。

◎環境課長（福士 智広） 総申請に対し、該当とならなかったものがあるのかということでございます。

相談の段階で設置場所等を確認しながら対応しておりますので、申請書受理後に非該当となったものはございません。また、予算の範囲内での補助となっておりますが、平成25年度以降継続して実施しておりますので、申請希望数に対して、基本的にほぼ全てに対応できております。

◎11番（外崎 勝康委員） 私のほうからは、4款1項2目、決算書169ページ、今回は子宮頸がん予防に関して、最初に聞きたいと思います。

子宮頸がんに関しては様々、一般質問、予算委員会、今までずっと質問させていただいてきました。それで、令和元年度の成果も含めて、令和2年度の成果、または課題等の総括をまずお聞きしたいと思います。

◎健康増進課長（山内 恒） 子宮頸がんワクチンの予防接種のことかと思いますが、まずこちらのほう、12歳から16歳の女子を対象といたしまして、子宮頸がんヒトパピローマウイルスワクチンの予防接種を実施するものでございます。

令和元年度におきましては、同様の体制で行ってございましたけれども、接種者数が、令和元年度が94人で接種率が0.9%ということでございますが、そういった中で、このウイルスワクチンに関しては、これまで国のほうが定期接種化した当初、原因不明の副反応、このワクチン接種が恐らく原因ではないかと思われるそういった副反応があつて、接種を勧奨しないというふうな動きがあつた中で、このたび国のほうからも、よりこの制度のほうをもっと周知する必要があるということで、市町村に対してもその辺の制度の周知をしてよいというふうなことがありましたので、令和2年度におきましては、まず6月に、これまで1回もこの接種を受けていない方に対し、約3,273人にこの予防接種のお知らせをしております。それで、令和2年度は対象者9,881人に対しまして、接種者数が535人、接種率が5.4%というふう



なことで、対前年度に比べまして、まだまだ低いのですが、接種率が向上しているというふうな状況でございます。

こういったことを踏まえまして、まだやはり副反応に対する懸念から接種控えをする人ですとか、あとはそもそもこの制度を知らない方というのがまだまだ多くいらっしゃると思われまして、今後引き続き、またこの制度の周知、まずはそのリスク、そういったことも含めた正しい知識を周知しながら、接種率の向上に努めていく必要があると考えているところでございます。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。令和2年度から、政府のほうから通知してもいいということで、2回通知があったと思います。

それで今日一番聞きたいのが、平川市、昨年度からキャッチアップ接種を開始しております。そのキャッチアップというのは、先ほど課長もおっしゃったように、結局通知してなかった、また分からなかった方を救済していくという考え方でキャッチアップを昨年度からスタートしておりますが、当市におけるキャッチアップというのは、どのように昨年度、そういったことをスタートした自治体がありますので、その辺、どのように自治体としてお考えかお聞きしたいと思いません。

◎健康増進課長（山内 恒） 平川市のキャッチアップ事業につきましては、せんだっても報道で取り上げられているのを私どもとしても拝見しているところでございます。

当市といたしましては、まず先ほど申し上げましたとおり、この制度の周知がまだ十分図られていないと思われる中で、国のほうが制度の周知を図ってもよいというふうに、また少し動きが変わってきたことのほか、今後接種そのものを国としても積極的に勧奨していくということを専門的な知見者で構成する審議会において今後審議をし

ていくというふうな報道も拝見しておるところでございます。

市としては、まずそういった国のほうの動向も踏まえながら、その子宮頸がんワクチンの接種率はまだ低いとは思ってもいますので、まずは事業の周知に努めまして、接種率の向上を図ってまいりたいと思います。

あわせて、20歳で子宮頸がんワクチンを無料で実施しておりますので、そちらの健診も受けていただくように、制度の周知及び勧奨に努めながら、接種率、この子宮頸がんの予防対策を進めていきたいと考えております。

◎11番（外崎 勝康委員） 分かりました。私からはキャッチアップ接種に関して、意見だけ述べさせていただきたいと思いません。

昨年10月、大阪大学の研究チームが発表した内容によりますと、2000年から2003年度に生まれた女子のほとんどが接種しないまま定期接種対象年齢を超えており、これは世代がこのまま接種機会を失ったままでは、子宮頸がんの罹患者は約1万7000人、死亡者数は約4,000人増加する可能性が示唆されておりますということですので、ぜひともキャッチアップに関しては、当市としても考えていただければというふうに思っております。

次に、高齢者肺炎球菌に関してお聞きしたいと思いません。

まず、高齢者肺炎球菌に関しては、令和2年度において、市民からどういった意見があったのか、その辺をお聞きしたいなと思っております。

◎健康増進課長（山内 恒） 高齢者肺炎球菌ワクチン接種に関する市民からの声ということでございますが、令和2年度におきましては、定期予防接種ということで65歳以上の5歳刻みで100歳までの接種対象者と、それから60歳以上64歳の方でいわゆる1級程度の障がい有する方を対象に例年どおり実施しているものでございます。な

お、接種者数としましては、65歳以上が2,077人、60歳以上64歳が11人で、それぞれ接種率が26.9%、21.2%となっております。

なお、この予防接種に関して、市民の方から何かこちらのほうに御意見ということでは、特段承ってはいないところでございます。

◎11番(外崎 勝康委員) それでは、令和元年の接種者数と接種率は幾つですか。

◎健康増進課長(山内 恒) 令和元年度における高齢者肺炎球菌ワクチンの接種率が28.8%となっております。

◎11番(外崎 勝康委員) 人数も教えてください。

◎健康増進課長(山内 恒) 失礼いたしました。令和元年度は人数が2,441名です。

◎11番(外崎 勝康委員) やはり人数的にかなり減っているのですよね。その辺はどのような分析をされたのでしょうか。

◎健康増進課長(山内 恒) ワクチン接種者数の減少につきましてですけれども、まずはこれ、5年サイクルで定期接種というものをやって、令和元年度から今度は2期目を迎えることになるのですが、1期目で接種を完了した方が一定程度いらっしゃるということ、あわせて令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で接種控えが一定程度あったのではないかと考えております。

◎11番(外崎 勝康委員) 分かりました。一般質問でも取り上げている内容ですので、はっきり申し上げますと、やはり市民から、病院に行くと、弘前市が5,000円なのに対して、五所川原市とか三沢市とかが無料で、平川市が5,000円の助成とか、明らかに弘前市民がそういうふうなお金を多く払っているということに対して、多くの市民からいろいろな意見が昨年度も寄せられていたということを申し述べておきたいと思っております。

それでは次に、3歳児健康診査に関してお聞きしたいと思います。

まずは、この3歳児の健康診査に関しては、課題と対策についてちょっとお聞きしたいなと思っております。

◎健康増進課長補佐(佐藤 美加) 令和2年度の3歳児健康診査の課題というところですけども、まず新型コロナウイルス感染症の影響というところで、最初は予約制ではなかったもので、日によっては受診者数が多くなって、会場内が密集することがあって、感染リスクが高まるということを懸念した保護者の方から受診をためらうというような声が聞かれておりました。

また、視覚検査についてなのですが、現在の視覚検査は、目に関するアンケートと家庭での視力検査の二つを実施しております。家庭での視力検査が正確にできない場合や、保護者の主観でアンケートを回答していることで、保護者の認識によって回答に差が出る可能性があるというような課題があります。また、保護者は、子供の視覚についての問題の認識が少なく受診に結びつかないこともあることから、医師のほうからは、健診における視覚検査の充実が必要だというような意見が出されています。

その対策についてですけれども、新型コロナウイルス感染症のところについては、健診を一時休止したりしております。再開するに当たっては、完全予約制にして人数制限をしたり、あとは集団指導を取りやめたりというような対策を講じて実施するほか、基本的な感染予防対策を講じながら実施しております。視覚検査につきましては、今全国的に屈折検査の導入が進んでおまして、令和3年7月には、日本眼科医会がこの屈折検査に関するマニュアルを発行しておまして、屈折検査の導入を推奨しているということがありまして、当市においても導入に向けて検討を進めてい

るところであります。

◎11番(外崎 勝康委員) 全部お答えいただきましたので特に質疑はないのですが、今お話ししたように、やはり弱視の危険因子となる斜視及び屈折異常、その辺がやはり3歳児健診でとても必要だと思っております。なぜかと言うと、やはり目の成長が4歳、5歳でほぼ完成するというところで、このときに発見しないと、将来的に治るのが治っていかないということもあって、今、スポットビジョンスクリーナーということで、SBSということで、全国的な動きがあるということで、先ほど御答弁いただいたとおりだと思いますので、よろしくお聞きしたいと思います。

それでは、最後に不妊治療費助成事業についてお聞きしたいと思います。

まず、不妊治療に関しては、これの全体の希望者数と、現実的に、今回数字は出ているので、全体の希望者数についてお聞きしたいなと思っております。

◎健康増進課長補佐(佐藤 美加) 全体の希望者数というところですが、不妊治療を希望する方がどのくらいいらっしゃるのかというのはちょっとつかんでおりません。参考までに、市内の産婦人科の医師にちょっと確認してみたのですが、先生のほうからも特に把握はしていないというような答えをもらっております。

◎11番(外崎 勝康委員) 分かりました。

それでは、不妊治療も成功率というのはどの程度あるのでしょうか。これは、特定と一般とかがあると思うのですが、それは分けてお話を聞きたいと思っております。

◎健康増進課長補佐(佐藤 美加) 妊娠率というところになるのですが、特定不妊治療につきましては、妊娠率、令和2年度は51.2%、一般不妊治療につきましては41.9%となっております。

◎11番(外崎 勝康委員) それで、特定及び一般でそれぞれかかった費用、どの程度これかかっているのか、大体で結構です。

◎健康増進課長補佐(佐藤 美加) 治療費のところになるかと思うのですが、特定不妊治療につきましては、大体1回20万円から60万円と聞いております。一般不妊治療につきましては、1回につき1万円から2万円の間の治療費になっていると思っております。

◎11番(外崎 勝康委員) 今、1回というお話なのですが、これはやはり成功するまで何回かという形になると思うのです。ですから、それでは質疑を変えて、成功した方が成功するまでに大体かかった平均的なところ、分かればそれもお知らせいただければと思います。

◎健康増進課長補佐(佐藤 美加) 全体で幾らかかかったかというような金額は、ちょっとつかんでは……回数とかは、ちょっとつかんでおりません。

◎11番(外崎 勝康委員) 最後に、市民からこの不妊治療に対して、特に寄せられている要望とかがありましたらお知らせいただければと思います。

◎健康増進課長補佐(佐藤 美加) この助成制度があることで経済的な負担は軽減されているというような声を聞いております。

◎副委員長(蒔苗 博英委員) 次に、日本共産党。

◎20番(石田 久委員) 私は、175ページの4款1項5目の病院群輪番制病院についてです。

令和2年度のコロナ診療体制の下で、この内科・外科別の病院の状況についてお答えしていただきたいと思っております。

◎地域医療課長(佐伯 尚幸) 令和2年度の2次輪番病院の状況ということでございますが、まず内科輪番のほうは5病院に対応していただいて

おりまして、外科輪番のほうは4病院に対応していただいております。前年度と変わらない病院数でございます。

◎20番（石田 久委員） 質疑通告の中で資料請求しましたら、私がちょっとびっくりしたのは、令和元年のときの資料を見たら、内科と外科で令和元年は1万7145人の方が来ているわけですが、令和2年には1万4122人というふうにして、この輪番病院に、3,000人少なくなっているというのが改めて分かったわけですが、それに対して、今回コロナの診療体制の下ということで、私はあえて言ったのですが、その辺については、どのように認識しているのでしょうか。

◎地域医療課長（佐伯 尚幸） 今、委員がおっしゃいましたとおり、令和2年度に2次救急輪番制参加病院を受診した患者総数でございますが、1万4122人と、前年に比べまして3,023人ほど減少しております。この減少の中で最も顕著なものは、救急車を利用せずに受診しまして診療終了後に帰宅された方で、この方々が2,750人減少しております。一方で、救急車で搬送されてそのまま入院となった方は、前年に比べまして73人増加しております。このことから入院が必要な患者を受け入れる救急医療体制としましては、十分に確保されているものと認識しております。

◎20番（石田 久委員） やはり前年度と比べると少ないということで、それに対して答えがあったのですが、やはり本当に輪番病院の病院は本当に頑張っていて、一方ではコロナの診療ということで、それをやりながら救急の輪番も受けているということで、新聞にも、その救急輪番でさえも救急車で運ばれた方に対して、それが診れなかったというのも新聞報道されました。そういう中で、今回、弘前市内の救急輪番の病院に対しては、本当に頑張っていて、本

当に医師も看護師も医療スタッフも、もう朝夕問わず、疲労こんぱいの中で命をとにかく助けなければ駄目だというのが、今回の令和2年度の実体ではないかなと思っています。そういう意味では、この辺についてこれで終わりたいと思います。

それと177ページの医療従事者宿泊支援ということで項目があるわけですが、どうしてこの項目にしたかといいますと、はっきり言って令和2年度はまだワクチンが弘前にはありませんでしたので、主にPCRではないかなということで、私は質疑をここに書きました。その中で、検査・診療等に対応する医療機関についてお答えしていただきたいと思います。

◎地域医療課長（佐伯 尚幸） お答えします。

この制度の趣旨としましては、まずはワクチンという今、お話がございましたが、診療に当たるスタッフ、それからPCR検査等に関わるスタッフの心身の負担の軽減ということで創設したものでございまして、対象となる医療機関につきましては公表されていないということもありますので、個別の名前をこちらから言うことは差し控えたいと思います。

◎20番（石田 久委員） 新聞報道では、令和2年度は医師会のほうでもそれを行うということで、ドライブスルー方式でPCR検査を開始したり、あるいは民間病院の健生病院などもかなりこのPCR検査を行って、本当に命を助けているわけですが、その辺については、県のあれだからという形ではなくて、弘前市民のために医療機関が頑張っているわけですが、例えばPCR検査をやったそういう実績、大体どれぐらいの件数で、こういうふうな形でやっているのか、それについては把握しているのでしょうか。

◎地域医療課長（佐伯 尚幸） PCR検査の実績ということですが、これは県全体ということで

数値が公表されておりました、まず令和元年度中は158件、令和2年度中は2万5403件、今年度、令和3年度は9月14日、昨日までに5万3914件が実施されておりました、累計が7万9475件となっております。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、無所属。

◎2番（成田 大介委員） 私からは、4款1項6目、決算書の179ページ、5歳児発達健康診査・相談事業ということで、先ほども石山委員のほうにも説明ありましたのでかなり分かりました。私からは一つだけ。

当初、ちょっと受診率がほかの3歳児健診とかに比べて、受診率の低さにちょっと質疑しようかと思っておったのですけれども、大体の流れも分かりましたけれども、2次健診の部分なのですが、2次健診というのが、要は何かやはり異常であったり、何かもしかしたらというようなところで2次健診を受けてくださいということなのですが、これについては74.5%ということで、その辺の残りの約2.5割のお子さんの、何か追跡とか、そういうのはしているものでしょうか。

◎健康増進課主幹（鳴海 悦子） 2次健診の受診率が低いということ……未受診者にどのようにアプローチしているかということについてお答えします。

2次健診の精度が年々上がっておりまして、2次健診の対象になった方は、ほとんど要支援、支援が必要なお子さんだということが分かってきております。ということで、2次健診をまずお受けになった方には、必ず保健師等の支援が継続して入っていくということと、あと未受診の方についても同様に支援が必要なお子さんであるということがほぼ分かってきておりますので、同じように保健師等が継続して支援を、今行うようにしております。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 以上で、通告に

よる質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎4番（齋藤 豪委員） 大変申し訳ございません。通告がなくて。決算書173ページ、説明書の102ページになろうかと思えます。弘前市町会連合会環境衛生推進活動費補助金について。款項目は4款1項3目です。

この中のまず第1項目、一つ目としてごみ減量運動堆肥製造容器購入補助分について。これは、ごみ削減をうたっている当市にあっては非常に有効な手段であると思うのですけれども、これ35台というふうな実績でありますけれども、どのように周知して、どのように、こういうのを使ってみたいというような方がおられて、どのように配付されているのかお知らせください。

◎環境課主幹（木村 隆之） 町会連合会補助のごみ減量運動堆肥製造容器購入補助についてお答えいたします。

こちらにつきましては、昭和63年にまず50台限定でモデル事業として始めたものでありまして、現在、ごみ減量運動堆肥製造容器1台当たり税込6,000円になりますが、そちらの価格に対して

2,000円の補助を行っているものでございます。  
よく言われるようなコンポストというやつで、生ごみを堆肥化するような容器になっておりまして、こちら納入業者が2者ございまして、四角いものと丸いのがございまして、そちらお好きなほうを選んでいただくような格好になります。値段はどちらも一緒となっております。

周知につきましては、町会連合会の回覧板で周知しておりまして、例年5月いっばいの申請期間で、配達による納入となっております。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

最近、市内に在住する私の友達も家庭菜園に凝っております、こういう生ごみが結構出ると。生ごみの処理にちょっと困っているというようなお話を聞いております。こういういい事業があるので、周知の仕方をもう少し考えていただければと思います。

次に、アメリカシロヒトリ防除薬剤購入補助分についてお伺いいたします。

37町会ということでありましたが、どのような内容でどのように対処されたのかお知らせください。

◎環境課主幹（木村 隆之） アメリカシロヒトリ防除薬剤購入費の補助につきましてお答えいたします。

この事業は、アメリカシロヒトリの駆除に要した薬剤費について町会連合会を通じて補助をするもので、37町会ということですが、こちらは個人宅も含めて町会単位で取りまとめたの申請となりますので、それなりの数にはなっております。金額といたしましては、令和2年度は51万9735円の補助となっております、100%の補助となっております。

こちらを使うことによりまして、地域ぐるみ、あと大規模な薬剤散布を実施していただくこと

で、市内のアメリカシロヒトリの大規模な拡散について防除できているものと考えております。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

それこそ私の町会でも、空き家に、植えたのか自然発生的に出てきたのか、クルミの木がありまして、町会の役員の方からアメリカシロヒトリがついて大変だと、齋藤さん、何とかしてくれないかという話で伺ったところ、何か今年、随分発生が多いということで、今年はどういう状況になっているのか、またそういう町会からの要望が何か寄せられて、どういう形で寄せられてるのかお聞かせください。

◎環境課主幹（木村 隆之） 今年状況ということですが。

まず、アメリカシロヒトリにつきましては、当市では例年2回発生する不愉快害虫であります。幸いなことにといいますか、人体には直接被害は及ぼさないものですが、見た目には不快であるなど、植物の食害などの被害につながることから問題視しております。

令和2年度の実績ですけれども、6月中旬以降からの第1期につきましては29件、8月中旬以降の第2期につきましては178件の発生情報でありますとか、相談が寄せられております。

アメリカシロヒトリの発生につきましては、自己所有地におきましては御自身の責任により駆除していただくこととなりますけれども、当課に寄せられる相談の多くは、今おっしゃったように空き家もしくは空き地を発生源としたものでございまして、自宅周辺の敷地に拡散することを心配してのものとなっております。

当課の対応といたしましては、現地の状況を確認した上で、所有者もしくは管理者の方に状況を伝えまして、敷地の適正化についての指導を行うこととしております。私有地以外での発生、例え

ば公園、街路樹、河川敷等での発生情報を頂いた場合には、所管する部署に対し対応を依頼して、拡散を防ぐようにしております。

委員おっしゃったとおり、現在まだ、今年度につきましてはまだ発生中ございまして、集計はしておりませんが、今年度は特に発生情報の件数が多いと実感しておりまして、動力噴霧器の貸出しも多くなっております。

現在、市内の至るところにアメリカシロヒトリが発生しておりますが、時期的にはそろそろ収束に向かう時期ではありますけれども、市民の皆様には、機器貸出しや薬剤補助の制度も浸透してきておりまして、市内における被害はそのおかげで軽減できているものと考えております。

今後、引き続きアメリカシロヒトリの対応について周知を徹底し、早期発見、早期駆除に御協力をいただくようにしていきたいと思っております。

◎4番(齋藤 豪委員) ありがとうございます。

それこそ役所に来る道すがら、河川の中に生えているクルマミが物すごい食害に遭って、この後の質疑につながるのですけれども、カラスの駆除に次は移りたいと思います。

決算書の175ページ、説明書の103ページ、款項目は4款1項4目になりますか。街なかカラス対策事業ということで、カラス駆除対策事業について。

例年、それこそカラスが多くて、カラスの餌になるクルマミが今年は少ないなど感じているのですけれども、そうなった場合、畑のりんごとかが食害を受けるのですけれども、カラスの駆除が251羽ということで、駆除された数なのですけれども、箱わなにかかって駆除されたカラスの数でしょうか。あと、もし持ち合わせているのであれば、ハンタークラブとかに駆除されたカラスと

か、総数、過去の持っているデータで、2年でも3年でもあればお知らせください

◎環境課主幹(木村 隆之) 箱わなによる駆除についてですけれども、令和2年度は、今おっしゃったように251羽、令和元年度は201羽、平成30年度で337羽となっております。農村整備課が担当している狩猟による駆除についてですけれども、令和2年度実績は1,000羽ちょうど、令和元年度が1,004羽、平成30年度が984羽となっております。

◎4番(齋藤 豪委員) ありがとうございます。

それこそ我々の農村部では、農作物の食害が実害としてあるわけなのですけれども、市内でこういうカラスの駆除といいますか、カラスを何とかしてくれとか、そういうお願いというのはあるものですか。

◎環境課主幹(木村 隆之) 農村部につきましても大変な被害でありまして、そちらにつきましては農村整備課で対応して、狩猟等で対応しているところですが、まちなかにつきましても、特に冬期間になりますけれども、夜間に、夜を過ごすために、周辺から市内へ来て夜を明かすカラスの被害、ふん害、あと鳴き声、見た目での不快さについての苦情というのは例年寄せられております。

◎4番(齋藤 豪委員) それこそ箱わなでいろいろカラス駆除に奮闘されておられるかと思っておりますけれども、カラスと人間の知恵比べになるかと思っております。一生懸命頑張って捕獲してほしいなと思っております。

それこそ農村部でのそういう被害もありますし、やはりまちなかを歩きますと、地面のコンクリートにふんが随分こぼれているなどという印象を受けます。ああいうのも、もしかすると市民から苦情が来ると掃除しに行かなければいけない

のかなというふうなところもありますので、ぜひとも、今後とも奮闘していただきたいと思えます。

◎副委員長（蒔苗 博英委員） ほかに、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（蒔苗 博英委員） 質疑なしと認め、これをもって、4款衛生費に対する質疑を終結いたします。

暫時、休憩いたします。

〔午後 2時40分 休憩〕

〔午後 3時15分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員長より委員の皆さんへ改めて申し上げます。質疑する際は、款項目か決算書のページを申し添えて発言をお願いします。

5款労働費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎商工部長（西沢 宏智） 5款労働費の決算について御説明申し上げます。

190ページから195ページにかけての1項労働諸費は、商工部及び福祉部に係る経費でありまして、予算現額6532万7000円に対しまして、支出済額が5201万1720円で、1331万5280円の不用額となっております。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。190、191ページをお開き願います。

1目労政費のうち、18節負担金、補助及び交付金の1188万9930円は、東京圏UJIターン就職支援事業費補助金などが見込みを下回ったことによるものであります。

以上で、5款労働費についての説明を終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款につきましては、2名の質疑通告がございます。

順次、指名いたします。

創和会。

◎7番（石山 敬委員） 私からは、5款1項1目、決算書191ページ、資格取得チャレンジ支援事業費補助金についてお伺いします。

まず、令和2年度で補助金を交付した教育訓練、技能講習の内容、資格の内容についてお伺いいたします。

◎商工労政課長（工藤 竜輔） 資格取得チャレンジ支援事業費補助金についてでありまして、令和2年度の交付実績であります。その内訳といたしましては、まず厚生労働大臣が指定する一般教育訓練、または特定一般教育訓練といたしましては、大型特殊免許や大型二種などの運転資格が8件、医療事務員や介護職員などの医療・介護系の資格が4件、パソコンやウェブデザインなどのパソコン関係の資格が3件で計15件となっております。

労働安全衛生法に基づき実施される技能講習といたしましては、フォークリフト7件、クレーン2件、その他車両系建設機械の資格1件で計10件となっております。これらを合わせて令和2年度では全部で25件の交付実績となっております。

◎7番（石山 敬委員） 説明書の中に就職者が13名とありますが、就職に至らない方の理由、あとそのサポート等はあるのかお伺いいたします。

◎商工労政課長（工藤 竜輔） 令和2年度の交付決定者25人に対しまして、本年7月にアンケート調査を実施しております。19人から回答がありまして、その7割に当たる13人の方が就職されているということを確認しております。



また、まだ就職に至っていないと回答した方が6人いらっしゃいましたが、その理由といたしましては、青森県立弘前高等技術専門校に通って、別の職業訓練を受けている最中であるという方が3人、残りの3人は就職活動しているものの勤務条件が一致せず、まだ求職中であるとのことでありました。

就職に至っていない方へのサポートということではありますが、その方々に個別にサポートというのは行ってはおりませんが、市では国と連携しながら月2回、求人説明会、ミニ面接会を開催しているほか、年2回、15社程度の事業者が参加する弘前就職説明会・面接会を開催しておりますので、これらの機会を積極的に御活用いただいて、少しでも早く就職に結びつけていただきたいと考えているところでございます。

◎7番(石山 敬委員) 参考までに、申請をしたのですけれども不採択となった事例はあるのかお伺いします。

◎商工労政課長(工藤 竜輔) 交付の要件といたしまして、市県民税等の滞納がないということを設定しております。申請がありまして滞納が確認された方に対しましては、電話でその旨を伝えまして、対象訓練開始日までにその滞納分を納付いただければ交付決定可能であるというようなことを説明して、対応しているところでございます。しかしながら、令和2年度では、結局納付に至らず、不採択が2件あったところでございます。

あとは、ちなみに資格の種別が該当しないということなどで不採択とした事例等はございません。

◎7番(石山 敬委員) ありがとうございます。

我々、我々というか私、素人的な発想とすれば、この資格取得チャレンジ事業というのは、どちらかといえばリフトとか車両系とか、そういっ

た技術的な資格を取っている人が多いのかなと思つたら、先ほど課長の答弁の中では、大型二種とか大型特殊、あと医療とかパソコンとかの資格ということで幅広く、資格を取っている方が多いのだなということで感心をいたしました。

市のホームページのこの資格取得チャレンジ事業のお知らせを見ますと、この対象訓練のところ、一般教育訓練または特定一般教育訓練とか、あと技能講習ということで、ちょっと私だけかもしれないかもしれませんが、これだけ見ても何の資格かちょっと分からないので、非常にこれだけ見ると、調べれば幅広い資格があるので全部は載せられないかも分からないのですけれども、せめて令和2年とか令和元年の当市の資格の実績等があれば、紹介すれば新たに資格を取得したい人は参考になるのかなと思つたので、そこはぜひ検討していただければと思います。

◎8番(木村 隆洋委員) 5款1項1目、決算書の191ページ、東京圏U J Iターン就職支援事業費補助金についてお伺いいたします。

この事業自体が令和元年度から始まったと認識しておるのですが、この過去2年間の実績についてお伺いいたします。

◎商工労政課長補佐(澁谷 卓) 過去2年間の実績でございますけれども、令和元年度の実績は1名でございます、単身での移住となっております。年齢につきましては、30歳代の方となっております。市内の情報通信業の企業へ就業してございます。また、令和2年度については実績が2名になっていまして、こちらのほうも単身での移住となっております。年齢はお二人とも30歳代の方でございます、市内の製造業、そして宿泊業の企業への就業ということになってございます。

◎8番(木村 隆洋委員) この過去2年の実績を受けて、今年度に関してはたしか拡充してやら

れているという印象も受けているのですが、令和元年度が1名、令和2年度が2名という中で、今後この東京圏U J I ターン就職支援事業費という形で、この事業を推進していくために課題というものをどう認識しているのかお伺いいたします。

◎**商工労政課長補佐（澁谷 卓）** 本事業の課題でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、やはりその利用率が低いというような状況でございますので、これをいかにして利用率を向上させて、当市への移住、そして地元企業への就職に結びつけていくかということが課題でございますけれども、令和2年度、本制度の実績が2件でございますけれども、同年の東京圏から実際の移住件数というのが、今20世帯35人となっております。そのうち、生産年齢人口の中心となる20歳代から40歳代の移住者が約8割を占めているというふうな状況から見ますと、もう少しこの制度が使われてもいいのかなと我々も考えてございます。

本制度の実績の低さにつきましては、当市だけではなく、全国的にも同様の傾向が見られておりまして、国が示す交付要件の厳しさというのが一つの原因であると思っております。国でも実績等を見ながら、交付要件の見直しを図ってございますけれども、当市でも国の動きに合わせて制度内容を見直すというところも一つでございますけれども、当市への実際の移住者、そして移住相談者の状況を分析しながら、当市へのU J I ターンの促進につながる補助制度となるよう、市独自で要件のさらなる見直しも含めて今後検討してまいりたいと考えてございます。

◎**委員長（工藤 光志委員）** 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（工藤 光志委員）** 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（工藤 光志委員）** 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（工藤 光志委員）** 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（工藤 光志委員）** 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（工藤 光志委員）** 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（工藤 光志委員）** 質疑なしと認め、これをもって、5款労働費に対する質疑を終結いたします。

---

◎**委員長（工藤 光志委員）** 次に、6款農林水産業費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎**農林部長（中田 善大）** 194ページをお開き願います。6款農林水産業費の決算について御説明申し上げます。

194ページから213ページにかけての1項農業費は、農業の振興に係る経費でありまして、予算現額16億4919万4000円に対しまして、支出済額が15億543万2227円、翌年度繰越額が750万円で、1億3626万1773円の不用額となっております。翌年度繰越額は、りんご公園整備事業に係るものであります。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。201ページをお開き願います。

3目農業振興費18節負担金、補助及び交付金の1億1025万2540円は、休職者等農業マッチング緊

急支援事業費補助金の支出額が見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、212ページから217ページにかけての2項林業費は、森林や林道の整備及び維持管理に係る経費でありまして、予算現額2億2556万2000円に対しまして、支出済額が1億8187万6523円、翌年度繰越額が3657万3000円で、711万2477円の不用額となっております。翌年度繰越額は、林道整備工事などに係るものであります。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。215ページをお開き願います。

2目林業振興費14節工事請負費の539万1815円は、林業専用道藤倉線開設工事の契約差額などに係るものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款につきまして、4名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党。

◎9番（千葉 浩規委員） 6款1項3目、決算書203ページの農業次世代人材投資資金についてです。

新規農業者支援ということで、大変重要だと思い、今回質疑しました。そこで、サポート体制の整備と、経営開始3年目終了後の中間評価の結果について答弁をお願いします。

◎農政課長（齊藤 隆之） 農業次世代人材投資事業の中間評価、サポート体制ということでございます。

まず、中間評価のほうから御説明をさせていただきたいと思います。この農業次世代人材投資事業というのは、経営開始から5年以内の新規就農者の方に対して経営確立を目的として、その資金を最長5年間交付するというものでございます。こちらのほうは、国の規定に基づきまして市や県、農業協同組合、農業委員会で構成するサポー

トチームが、交付期間が2年間の就農状況だったり、現地確認の状況を踏まえて、交付対象者と面談を行いまして、営農に関する意欲だったり、あとは目的としている経営面積や生産量が確保できているかといったこと、15項目ございますけれども、こちらのほうに点数づけをするということになってございます。この合計点数に応じて、A・B・Cの3段階で評価を行いまして、A評価となった方につきましては資金交付を継続する、B評価につきましては重点指導を行いつつ資金交付を継続する、C評価につきましては資金の交付が停止といった取扱いとなっております。こちらのほう、令和2年度は16名の方が中間評価の対象となっております。A評価の方がこのうち14人、B評価が2人、C評価はゼロといったところになってございます。

またこのサポート体制でございますけれども、こちらのほうも国の規定に基づきまして、平成29年度以降に新たに交付対象となった方、その農業者一人一人、それぞれに対しまして経営技術、それから営農資金、それから農地、この各課題に的確に対応できるようにということで、それぞれに専属の担当者を選任したサポートチームというのを組織して指導・助言を行っているというふうなところでございます。

このサポートチームにつきましては、県の中南地域県民局の農業普及振興室の職員だったり、あとは農業協同組合の職員の方、あとは農業委員といった関係者の方で構成しておりまして、年1回以上、交付対象者の園地訪問だったり面談等々をしまして、経営状況の把握だったり、それぞれの課題というようなものの相談対応を行っているというふうな状況でございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会。

◎10番（野村 太郎委員） 6款1項3目、予算書203ページの有害鳥獣対策事業についてお聞

きします。

私からは、主にカラスについて質疑させていただけますけれども、令和2年度のカラス等の捕獲状況について答弁願います。

◎農村整備課長（京野 直文） カラスの令和2年度の捕獲実績についてということについてお答えいたします。

カラスによる農作物被害やまちなかにおける環境被害の対策といたしまして、当市におきましては、中弘猟友会のハンターによる猟銃での駆除、それから環境課で設置しております箱わなによる駆除を実施しております。令和2年度の捕獲実績は猟銃・箱わなによる駆除を合わせて1,251羽となっております。

◎10番（野村 太郎委員） 1,200羽ということでもあります。箱わなと猟銃による捕獲ということで、私が何回も一般質問や予算、決算で言っているとおり、箱わなで捕獲される個体というのは幼鳥が多くて、そもそもその冬を越えられないような個体で、やはり本格的に個体数を減らしていくという観点からいうと、猟銃による捕獲というほうが主力になってくるということなのでございますけれども、令和2年度は千二百何羽ということでありましたけれども、令和2年のその実績で、市内のカラスの状況というのはどうなったのかなというのを最後お聞かせ願います。

◎農村整備課長（京野 直文） 令和2年度の捕獲によって、市内のカラスの状況はどのようになっているかということでございます。令和2年度は、今御答弁申し上げたとおり1,251羽という数が捕獲できておりますが、まだまだ市内の状況を見ますと、夕方にはカラスの大群が見られるというような状況で認識しております。

ただ、今、猟銃による駆除につきましては、中弘猟友会が市の補助金を活用して、カラスの捕獲1羽につき1,000円の報奨金を交付しまして、そ

の駆除を推進しているものですが、猟銃の使用による捕獲につきましては、その猟銃の使用環境が限られること、それから発砲によりカラスが逃げるため、一度の駆除活動での効率的な駆除がなかなか困難であるということでごっております。しかしながら、そういった状況におきましても、一定程度の捕獲数が捕獲できていることから、市といたしましては、今後も中弘猟友会のカラス駆除の活動に対して支援を継続してまいりたいと考えております。

◎7番（石山 敬委員） 私からは、6款1項3目、決算書203ページ、農業里親研修受入交付金についてお伺いします。

これ、初の取組であったと思っておりますが、説明書を見ますと7件というふうには実績がありますけれども、この取組の内容についてお伺いいたします。

◎農政課長（齊藤 隆之） 農業里親研修の取組内容ということでございます。

令和2年、昨年7月から開始したというふうな事業でございます。こちらのほうは、就農希望者に対しまして弘前農業総合支援協議会のほうで認定した里親農家が農業研修、それから地域定着、また農地の取得等の支援を行うというふうなことになってございまして、この里親研修につきましては、短期間のトライアル研修のほうは必ず一旦行って、まずは自分でどういう営農をしたいかというふうなイメージを持ってもらう、これを経た上で長期間の里親実践研修のほうを受講していただくというツーステップ方式で実施しているものでございます。

◎7番（石山 敬委員） すみません、確認なのですが、その7件が全部この流れでいったということでしょうか。

◎農政課長（齊藤 隆之） 7件でございますけれども、7件の方は、このうちの、まずは短期間

のトライアル研修のほうの研修を受けていただいた方ということでございます。

◎7番(石山 敬委員) この里親研修については、SNS等で大分、県外にも広くお知らせをしているようでございます。まだ実績はないけれども、今後は利用したいとか、そういった他県からの問合せ等がありますでしょうか。

◎農政課長(齊藤 隆之) 他県からの問合せの状況でございます。こちらのほう、昨年始めたということで、まずは外に知らせるということでオンラインセミナー、いろいろな、全国というか首都圏等で行われている、そちらのほうに出向いて発信等を行ってまいりました。その中で、県外からの相談ということで、令和2年度は2件ほどございました。ちなみにですけれども、令和3年度は1件ということでございます。

◎7番(石山 敬委員) トライアル研修の後、実践研修のほうに移っていくということで、この7件、全て実践研修のほうに移っていけばいいなと思っておりますが、この実践研修を行う際に、先ほど千葉委員も御質疑しておりましたが、農業次世代人材投資資金の準備型を活用できるということで、今、この7人のうち、この準備型を使う、要は次のステップに行く予定の方というのは、今のところ予定はありますでしょうか。

◎農政課長(齊藤 隆之) 7名の方で、昨年度は実は実績というのがなかったのですけれども、今年度ですけれども、その7名のうちの1人の方が農業次世代人材投資事業を使って、今、実践研修のほうに入っているところでございます。

◎7番(石山 敬委員) 分かりました。

次に、6款1項3目、決算書203ページ、農作業省力化・効率化対策事業費補助金についてお伺いします。

これも導入して三、四年ぐらいたつと思うのですけれども、令和2年度、導入した機械の内容な

ど、購入した機械の単価等をお知らせ願います。

◎農政課長(齊藤 隆之) 本事業ですけれども、令和2年度の実績ということでございますが、まず導入した機械の内訳、主なものというふうなところでございますが、一番多かったのが乗用草刈機で24台、続いてフォークリフトの12台、あとは、高所作業台とか運搬車といったものとなってございます。機械としては、合計で70台が導入されてございます。

先ほどの主な機械のほうの1台当たりの平均価格ということでございますが、消費税込みということで、乗用草刈機のほうが約80万円ほどとなっております。2番目のフォークリフトにつきましては約200万円ほどとなっております。3番目、高所作業機といったものも約80万円ほどといったところの価格、平均ではそういうふうな状況となっております。

◎7番(石山 敬委員) 令和2年度から、たしか抽せんとか早い者勝ちとかではなくて、たしか年間を通じて、例えば認定農業者であったりとか、認定新規就農者であったりとか、あと人・農地プランの集落座談会に出席すればとかということでポイント制になったと思うのですけれども、ちなみに、参考までに、何点満点中、大体平均何点ぐらいで採用になったものかお知らせ願います。

◎農政課長(齊藤 隆之) ポイントですけれども、ポイントを全て合計すると、満点が26点といったことになってございます。採択された方の最高点、最高ポイントのほうは14点、最低点が2点といったところで、平均としては7.3点といったところでございます。これは令和2年度の実績ですので、今後またその辺はその年によって変動はするかと思いますが、令和2年度は以上ということですよ。

◎7番(石山 敬委員) 要望というか、この事

業は、非常に個人農家に大変好評でありまして、できれば来年度もという話もあったのですが、このポイント制、中身をもうちょっと精査していただいて、農家の人が使いやすい事業になるようにお願いいたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 私は、6款1項3目、決算書197ページ、この中に農作物猿害防止対策事業とありますが、改めてこの事業内容をお知らせください。

◎農村整備課長（京野 直文） 事業概要についてお答えいたします。

当市では、ニホンザルによる農作物被害や、今年是人に対して威嚇をするニホンザルの情報も寄せられるなど、ニホンザルによる被害が深刻な状況となっております。こういったニホンザルによる被害を低減することを目的といたしまして、市では、箱わなや大型おりを設置し、ニホンザルの駆除活動を推進しているところです。

捕獲したニホンザルにつきましては、基本的に駆除の対象としておりますが、一部のニホンザルには発信機を取り付けた後放獣し、その行動域の把握に役立っているところで、調査により得られました行動域データについては、地域住民からの情報とともに箱わなや大型おりの設置場所の選定の参考として、効果的な猿の捕獲のために活用しているところです。

本事業につきましては、箱わなの見回りやわなの餌交換を行う巡視員の雇用に伴う人件費等、また箱わなの購入、そのほか追い払い用のロケット花火やわなに仕掛ける餌などの消耗品に係る経費となっております。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 説明書の中で、捕獲した猿に発信機を取り付け放獣すると、一旦取り付けてまた放すということです。テレメトリー受信機をこっちで、人間が持って、その群れ

の行動を把握するというので、効率的・効果的に捕獲・追い払いを実施するとありますが、この発信機、猿につける発信機というのは、寿命は何年ぐらいのものですか。

◎農村整備課長（京野 直文） 発信機のほうですけれども、こちらは電池が内蔵されておまして、それにより電波を発信するという仕組みになっておりますが、その電池の寿命がおおよそ1年半から2年間ということになっております。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 普通であれば、また同じのを捕まえて電池を取り替えてやるということ、そんなことはできないと思いますけれども、分かりました。

この受信機、人間側のほうで持っている受信機というのは、山間部ですから山あり谷あり、若干平らなところもあるかと思っておりますけれども、おおよその受信できる距離といえますか、大体で結構です。お知らせください。

◎農村整備課長（京野 直文） 受信機の受信距離ということでございますけれども、委員おっしゃるとおり、環境によりまして多少上下することになるのですけれども、一般的に障害物のない平地であれば1キロメートル前後、それから山林や障害物がある場所では、200メートルから400メートルということにされております。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 説明書を見れば、令和2年度は2頭ですが、これまで発信機を取り付けた数を教えてください。

◎農村整備課長（京野 直文） これまで発信機を取り付けた猿の数ということでございます。こちらの発信機によります猿の行動域調査は、平成28年度から実施をしておまして、平成28年度に4件、平成29年度に3件、平成30年度が1件、そして令和元年度が4件、令和2年度が2件、合計で14件となっております。

◎農政課長（齊藤 隆之） 先ほど石山委員の農

業里親研修の中で、研修を受けた方7件、7人、ちょっとその辺のところ、私のほうではっきりとその辺のところ、もしかしたら誤解があるのかなと思ひまして、もう一度答弁させていただきたいと思ひます。

この里親研修の中のトライアル研修を受けた方、実数としては3名でございます。7件の里親農家で研修をしたというふうな内容でございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

◎4番（齋藤 豪委員） 説明書の127ページ、先ほど来、何名かの方が質疑されておりますけれども、有害鳥獣対策事業、6款1項3目の中で、127ページのほうのその他鳥獣害防止対策事業ということでちょっとお伺いしたいと思ひます。

この中に、有害鳥獣の回収（殺処分を伴わないもの）が2件、有害鳥獣の回収（殺処分を伴うもの）が85件、これらも踏まえて、昨年一体どういふ動物による被害が何件あったのかお知らせください。

◎農村整備課鳥獣対策係長（齋藤 大介） お答え申し上げます。

その他鳥獣害防止対策事業の中の殺処分を伴わないものが2件、あと殺処分を伴うものが85件と、こちらの内訳というか内容について、まず御説明申し上げます。

こちらは、有害鳥獣捕獲等業務委託料ということで、アライグマなどの有害鳥獣を箱わなで捕獲して、入った動物をその後回収、殺処分する業務を公益社団法人弘前市シルバー人材センターに委託しているものでございます。そちらの令和2年度の内訳というようなものでございます。

あと、どういった鳥獣による被害があったかということでございますけれども、弘前市では、やはり被害額の大きい順に申し上げますと、ツキノワグマやニホンザル、次いでカラスというような順番になっておりまして、その被害の内容といたしましては、りんごや嶽きみなどの農作物の被害が大きなものというようになってございます。

◎4番（齋藤 豪委員） これ、殺さないで放してやった動物は何なのかなというのが素朴な疑問。それこそ、アライグマを何頭捕まえて、熊を何頭捕まえて、猿を何頭捕まえたのか、もし数を持っていればお知らせください。

◎農村整備課長（京野 直文） 今、恐らく委員のほうにされているのは、その殺処分を伴わない2件ということをちょっと気にされているかと思ひます。これは、わなに入って発見された時点で、もう既に対象鳥獣が亡くなっていたというものになります。それで、放獣したというものはございません。

それから、昨年度のまず捕獲の実績ということで、獣種ごとにちょっと今申し上げますと、令和2年度は、まずニホンザルのほうが64頭、それからツキノワグマが24頭、そして、今委託のほうでメインとなっておりますアライグマが71頭、アナグマが37頭、ハクビシンが30頭というような形になっております。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

猿も熊も結構捕られているのだなという印象を持っているのですけれども、結局、今、熊1頭に

幾らハンタークラブに支払われていて、猿1頭に幾ら支払われているのか。さらに熊を捕獲しても、その処分の仕方がハンターの方たち、大変苦慮されております。そういった意味もあって、結局ハンターの人たちの冷凍庫がいっぱいになれば、捕った熊の肉を入れるところがないので、なかなか捕ってけても捕りに行けなくなる状況にもなっております。しからば、捕った肉を何とかしてほしい、1頭当たりの単価をもう少し値上げしてほしいというような要望もありますけれども、いかがでしょうか。

◎農村整備課長（京野 直文） 今、猿と、それから熊につきまして、1頭当たりどのくらいの報奨金が出ているのかというような御質疑かと思えます。

猿につきましては、当協議会のほうから1頭当たり1万円の報奨金が出ておりますけれども、熊につきましては、捕獲に関する報奨金というものがございませんで、熊のその対策において出動いただいたハンターには、日当という形で1時間当たり1,000円の日当を支給するという形での対策を取っております。

それから、熊の処分についてですけれども、捕獲された熊につきましては、基本的には埋設ということでお願いしているものでございますので、今のところはそういった形での処理をお願いしているということでございます。

◎4番（齋藤 豪委員） それこそ、ハンターの方々、やっぱり命をいただくということで、猿を撃つには非常に悲しい思いがあるということなのです。やはり、そういう思いを持っていても住民のために駆除していただくということなので、それなりの代償を、市のほうで少しでも多くお支払いいただければ、ハンターの方たちも一生懸命頑張ってもらえるのではないかなと思って、要望して終わります。

◎14番（松橋 武史委員） 私からは1件、6款1項3目、牛の検査、201ページです。牛の検査についてお伺いさせていただきたいと思っております。

牛の検査といえば、この弘前市内にも畜産をやられている方がいるのだらうなと理解をするわけでありますが、弘前市民にはこの津軽地域で牛を云々して畜産をやっているという方がいるということはあまり知られていないのかなというふうなこともありまして、少し詳しく御紹介いただければと思います。お願いします。

◎農政課長補佐（小倉 洋幸） お答えいたします。

本負担金は、いわゆるBSE特別措置法の制定によりまして、牛海綿状脳症の検査が義務づけられたことに伴いまして、検査体制を整備した施設の管理運営に係る負担金といたしまして毎年牛の検査材料保冷施設運営協議会に対しまして支出しているものでございます。

現在、市で把握しております牛の生産者数につきましては5戸ございまして、市内の肉用牛と乳用牛を含めた頭数を基準といたしまして負担額が決められ、市としては2万円を毎年負担しているものでございます。

当市を含め33市町村と九つの関係団体の計42団体が負担金を支出することによりまして、県内の牛の畜産農家が、死亡した牛についてBSE検査を実施する際に係る保管料がおよそ8割軽減されまして、1頭当たり6,000円の負担となっております。

◎14番（松橋 武史委員） ありがとうございます。

この津軽地域、この雪が深い地域で畜産をやられている方、大変努力をされていることと思えます。この弘前市に、グルメであります、これといったグルメというのがあまりないのかなと言わ



れておる中、大変期待できるのかな。この弘前和牛だとか弘前牛、ヨーグルト等々、有効活用ができないか研究してみたいかというのを申し伝えまして、終わります。

◎22番(佐藤 哲委員) まず有害鳥獣について、私からは4点、簡単にお伺いをいたします。

まず、先ほど来、いろいろカラスの質疑がありました。カラスを捕った数というものは、どのようにして確認して、きちんと確認して1,000円のお金が払われているのでしょうか。ちょっとお伺いをいたします。

◎農村整備課鳥獣対策係長(齋藤 大介) カラスの捕獲数の確認ということで申し上げますと、先ほどの御答弁にもありましたとおり、ハンターによる猟銃での駆除、こちらは中弘猟友会の中で捕獲の報奨金というのを支払っているのですが、捕獲したハンターが中弘猟友会の事務局のほうへ捕獲したカラスの足を持参して、その足を確認して捕獲した羽数を確認しております。

◎22番(佐藤 哲委員) ということは、市ではきちんと確認はしていないということになりますか。

◎農村整備課鳥獣対策係長(齋藤 大介) 足の確認はしておりませんが、年度末に提出される実績報告に添付されております、どのハンターに幾ら支払われたという、その支払いの明細書でもって確認しているところでございます。

◎22番(佐藤 哲委員) 1,200羽のカラスの足というのは膨大な数だと思う。右だか左だか、どういうふうを確認するのか、私はよく分かりませんが、しかし、その猟友会のほうの申告でもって、書類でもってだけで確認するというのも、またいかなものであろうかと私は考えるのでありますけれども、例えば右足なら右足だけは確実に箱にでも入れて残しておいてくださいねと言うのならまだ分かる。

分かりました。それ以上は、質疑いたしません。そのことだけは申し上げておきます。

それから、6款1項3目の、決算書203ページです。鳥獣害防止対策事業費補助金というのがあります。810万円と222万円というのがありますけれども、これは補助金ですので、もちろん基になったその価格というものがあろうかと思えますけれども、ざっくりで結構です。どういうものに何%の補助金を出しているのかということをお知らせ願いますか。

◎農村整備課鳥獣対策係長(齋藤 大介) まず、有害鳥獣駆除活動事業費補助金の222万5000円の内訳でございますけれども、こちらは市内で有害鳥獣駆除活動を行っている団体への補助事業でございます。まず中弘猟友会に160万円、東目屋地区農作物被害対策協議会に40万円、一大地区鳥獣害被害対策協議会に22万5000円の補助金となっております、こちらは、補助経費上限額に対する補助という内訳になってございます。

そして、810万4000円の補助金についてでございますけれども、こちらは弘前市、あと農業協同組合等で組織されます弘前市鳥獣被害防止対策協議会に対する補助金でございます。こちら、国の交付金を活用して、各種有害鳥獣の防除対策を講じるための対策に必要な費用の補助金となっております、こちらはメニューによって、補助率2分の1であったり、定額であったりするものがございまして、そのトータルとして令和2年度、810万4000円の実績となっております。

◎22番(佐藤 哲委員) では、これはこれで結構です。

次に、説明書の124ページにあります研修向け農業用ハウス整備支援事業……。

◎委員長(工藤 光志委員) 款項目、何ページですか。

◎22番(佐藤 哲委員)(続) 6款1項3目で

す。6款1項3目の同じところです。

◎委員長（工藤 光志委員） 同じところとは、何ページですか。

◎22番（佐藤 哲委員）（続） 説明書の……。

◎委員長（工藤 光志委員） 説明書ではなく、決算書の何ページですか。

◎22番（佐藤 哲委員）（続） 決算書の、6款1項3目でありますので、203ページではないかな。

◎委員長（工藤 光志委員） 203ページですね。

◎22番（佐藤 哲委員）（続） 203ページです。

農業施設に対する支援の補助金が2分の1ということでありまして。つがる弘前農協のほうに出しておりますけれども、ハウス3棟に出しておりますけれども、50%以内ということの補助率で出ておりますけれども、これは個人のところのハウスか何かに助成をして、それでそこにもって学ぶ人たちが集まってきて、そのための補助金になるものなのか。それから、技術の指導をするわけですから、当然のようにそのハウスは何年ぐらい使って、ずっとその場所でやるという、当然計画として持っているかと思っておりますけれども、それらについてちょっと説明してください。

◎農政課長（齊藤 隆之） 本事業でございますけれども、本来であれば新規就農者の方を育成するという目的で民間事業者、今の場合であればつがる弘前農協が手を挙げていただいて事業を実施していただいているところですが、民間事業者のそういった取組を支援するというところで実施している事業でございます。

どんな事業計画かと、何年ぐらいやるのかと、どういうふうな形式でやるのかといったこととございますけれども、一応研修期間というのが2年間というふうなことで実施していると伺ってござ

います。その2年間のうちで、苗から定植をして、何世代までというふうなところで、1年間の全てのサイクルを研修を受けている方が全て行うということで、農協の指導員の方がそこに常駐しておりますので、都度都度しっかりとした指導するというふうな体制で、2年間で育てるというふうな、そういうふうな施設園芸に取り組む方を育てるといったような取組でございます。最長2年というふうなところでございます。

◎22番（佐藤 哲委員） 農協の職員が常駐するという事は、農協の敷地内でやっているということなのですか。

◎農政課長（齊藤 隆之） 建設場所は、農協の敷地の中でございます。

◎22番（佐藤 哲委員） 分かりました。結構です。

次に、207ページ。6款1項6目の委託料。12節の委託料であります。

この中に小水力発電所のことがございます。まず一本木沢と奈良寛ため池の2か所をやっておりますけれども、これの業務委託料なんですけれども、業務委託料はこの26万円と39万円です。そう変わらないのだけれども、保守点検業務委託料になると、片や115万円ということになっておりまして、さて、この一本木沢、奈良寛ため池も両方とも、これほどのお金を、委託料をかけて、大体どこにまず委託料をかけてやっているものなのか。それから、これから上がる発電の金額というのは、どのぐらい上がっているものなのか。

一本木沢だって、最近造ったものではないですか。この保守点検だけでも115万円もかかるということは、一体、寝ているほうがいいのではないかなと思うような気がしますけれども、ちょっと御説明ください。

◎農村整備課長（京野 直文） 小水力発電の点検委託料、一本木沢と奈良寛で大きく金額が違

というのはなぜかということの御質疑かと思いません。

この金額の差というのは、高額なほうの委託料に関しましては、点検によって……（「もっとはっきりしゃべってくれないか。まねば、マスク外してしゃべってけ。声が低いし聞こえない」と呼ぶ者あり）申し訳ありません。

点検によりまして、その部品交換が必要になったということがございまして、片方の委託料については非常に高額になっているということでございます。

あとは、発電による収益ということだと思っておりますが……失礼いたしました。昨年度、それぞれの小水力発電における収益ということで、一本木沢小水力発電に関しましては209万7470円、奈良寛ため池の小水力発電によりましては399万4876円となっております。

◎22番（佐藤 哲委員） 一本木沢だって、最近できたものではないですか。奈良寛は去年だかだと記憶していますけれども、この部品の交換とかは、どうすればこう簡単に悪くなるのか。

だから、この委託させている会社というのは、これは商売にもならないでしょう、これでは。何千万円という金でもって、これ建てているのですよ。6000万円だか、何ぼだっけ、半端なお金、何千万円というお金ですよ。相当な金額を払ったはずですよ。できて4年ぐらいか、まだ完成してから。それでもって、この115万円もの修理費が出てくるというのは、その委託させている会社名とか、これはちょっと、もうちょっときちんと教えてくれますか。

◎農村整備課長（京野 直文） 委託先でございませけれども、まず一本木沢水力発電所の点検業務につきましては、張山電気株式会社の方に委託をしております。それから、奈良寛ため池のほうにつきましては、株式会社JSEというところ

に委託をしているものでございます。

◎22番（佐藤 哲委員） 本社はもちろん、両方とも弘前なのでしょうね。この保守点検業務、115万円の委託料というのは、詳細といいますか、何が一番お金がかかったのかというのは分かりますか。

◎農村整備課長（京野 直文） どこにそのお金がかかったかということでございますけれども、ちょっと今手持ちで、そこまでの資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせする形でもよろしいでしょうか。

◎22番（佐藤 哲委員） この決算の委員会ときに、資料を持ってこの場所に来ていないばまねべ。お取り計らいをちょっとお願いできますか。暫時休憩して持ってきてもらうとか、どんなものですか、委員長。

◎委員長（工藤 光志委員） その場で暫時休憩します。

〔午後 4時17分 休憩〕

〔午後 4時21分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎農村整備課長（小山内 誠） 質疑にお答えします。

小水力発電の保守点検に係る費用ですが、113万円のうち通常点検が56万5900円、監視装置の更新費が7万9500円、試験調整費が30万円、諸経費が18万4600円、合計で113万円となっております。

◎22番（佐藤 哲委員） これ、異常にちょっと高いと思わないか。通常の保守点検費だけで50万円。この奈良寛のほうは、一本木沢よりも発電量が多いわけですか。それで、こちらのほうは、保安の管理費というのはもっと安い。そうすると、この百十何万円というのは、農林部のほうで何でこの会社は高いのだとかと何も言わないわけで

すか。これ、二つとも同じ会社でなくて、別々の会社が扱っているわけでしょう。これ答弁漏れで、また会社がどこにあるかというのは聞いていませんけれども、片や売上げでもって200万円ちょっとのものうち、115万円も保守点検にかかっているのだばさ、あなた方、文句をしゃべらねばまいですよ。これ、何千万円とかかった代物ですよ。できて間もなく、まだ4年か何ぼのうち、この金額ですよ。これについてどう考えますか。

◎農村整備課農村整備係長（小山内 誠） お答えします。

一本木沢の小水力発電所なのですが、上流の水路からの土砂が流入する水路でありまして、その関係で部品交換とかが必要になってきて、費用がかかっているものです。

あと会社がどこにあるかという件なのですが、一本木沢のほうが、張山電気は弘前市の業者になっています。もう1件の奈良寛ため池のほうは、東京都の会社になっています。

◎22番（佐藤 哲委員） 一本木沢のほうは、私は熟知していますよ。地元ということもあって、あそこ、水路も造ったではないですか。土砂がと言いながら、きちんと水路もこしらえて、土砂、あの水路の段階で何とかすればいいではないですか。業者からしゃべられたはんと、それをみんな払っていたら、何ぼお金があっても続きませんよ。もう一度、今年度からでも、この東京の業者のほうはすごく安い。弘前の業者のほうはすごく高い。これ委託させるときに、安いほうがいいではないですか。たまに反対にさせてみたらどうですか。いろいろなことが考えられると思いますよ。

いずれにせよ、使ってしまったお金ですからあまり言いませんけれども、変な使い方をされている場合は、あなた方も業者にしっかりと、どうし

てこうなるのというふうな苦情を申し入れる必要がある。全部税金ですよ。何千万、これ6000万円、膨大な金をかけて造ったものなのだ。しかも、それ国からのお金だとはいえ、税金ですよ。これは、再生可能エネルギーということで、政治的に大変意味のある、そういう事業ですよ。それを保守点検する業者が食い物にするような、そういうものにしてしまったらろくなことになりません、将来。ですから、これについて、市のほうではきちんと業者に申入れをするということをお願いして終わります。

◎27番（宮本 隆志委員） 209ページ、6款1項6目ですか。この中に、新鳴瀬橋橋梁定期点検・長寿命化計画策定業務委託料242万円、これ、去年のいつ、去年というか今年の3月もあるから、いつやって、内容、結果はどうだったのか、まずそれを教えてください。

◎農村整備課長補佐（工藤 和生） この点検につきましては、委託期間が令和2年9月3日から令和3年3月26日までの間で業務を行っております。

結果につきましては、4段階の評価で診断するのですけれども、一番軽い1ということで、現在のところ健全になっております。

◎27番（宮本 隆志委員） ということは、簡単に言えば、大丈夫、安全だということか。そういうことで、安心して渡れるということですか。というのは、この橋は昭和46年10月にできているのですよ。だから、もう50年もたっているのだ。その前はつり橋だったのだよ、それはどうでもいいのだけれども。だから、50年もたっていて、本当にそれ、しかもここは3川合流地点で岩木川の中で一番水が集まる場所なのです、平川、それから後長根川やその辺の浅瀬石川も流れてくるし。50年もたって、見ていけば特別あれだけれども、本当にそれ、通る人が安心して通れる

のか。今朝、自分も通ってきたから、今、急に思い出したから質疑するのだけれども。50年だよ。あれだけの水量があって、よければいいのだけれども、それちょっと確認させてください。ちょっとそれが心配になったものだから。

◎農村整備課長補佐（工藤 和生） 委員おっしゃるように昭和46年で、50年経過しています。ただ、令和2年の前に補修している、塗装とかも補修してありますので、ある程度の延命化は点検前に図られています。5年後の令和7年に定期点検ということで再度調査いたします。ただし、毎年の直営による目視等によりまして点検をしまして、状態が悪いようであれば、そのときに点検を行って対処したいと考えております。

◎27番（宮本 隆志委員） 補修したのは分かっているし、ペンキも塗ったのも分かっているのです。それは分かっている。けれども、まあいい。よければいいのだ。それは小まめに、年数も暮らしているし、小まめにやってください。

ちょっと一つ確認しますけれども、この橋は今、市の財産目録に載っていますか。

◎農村整備課長補佐（工藤 和生） 農村整備課所管の管理している橋ということで載っています。

◎27番（宮本 隆志委員） 本当だべ。前にそれでちょっともめたことがあって、載っていないような話を聞いたのだよ。というのは、細かい話になるけれども、何年もたって橋のペンキが剥げたから、市の財産だとすれば市で塗ってくれと。というのは、これは当初は市で造ったものでないのです。畑の人たちが、みんなで金を出して補助金をもらって、その返済が終わったから市に移管したのですよ。そういう歴史がある。そのときに、ペンキを塗るときに、何年も前だけれども、そのときに、いやいや市が云々だから、おめだち通るのだから、おめだちも金を出せと金を取られ

たのだよ、1反歩何ぼで。でも、これ市の橋であれば、それはそのときいろいろもめたのだけれども、最終的に金を取られたのだけれども、いいです、分かった。だから、市の財産だから、今度やるときは、この定期点検を含めて、補修云々は全部市で持ってもらわないと、しかも今、さっき話したように、合流地点で洪水があれば、そこが一番水がたまるし、畑の冠水があっていろいろ大変なところだし、前にも工事のときに議会も見に行ったりし、そういう流れも速いし、そういうところだから傷みが激しいと思うから、では、それでいいですね。いいですか。その財産目録に載っているのであれば、市の責任で修理費はもちろん、だからペンキを塗るのだって一種の修理費だよ。これは大事なところだ。

◎農村整備課長補佐（工藤 和生） 農道台帳には掲載されていますが、財産目録については不確定なので、確認いたします。

◎27番（宮本 隆志委員） それ、管財課はいないか。管財課を呼ぶといたら、また休憩をかねばまねから。それは、というのは今の、載っていれば問題ない。今、確認して載っていれば問題ないのだけれども、万が一載っていないとすれば、この取扱いというか、その橋は幽霊になるのではないのか。誰が持ち主になるのか。

いいよ、分かった。では、それは後で確認してください、それで教えて。もし云々があれば、また個人的に話しましょう。時間も時間だから。

でも、これ大変なことだよ。前、現にそうやって金を取られたのだから。でも、本来からいけば、市の財産目録に載っていれば、市の橋でしょう。農道だから、受益者負担とか、云々の話があるかもしれないけれども。ちゃんと普通の橋にしてください。しかもこれ、二百何十万円もかけて調査しているわけだから。このとき、もしそれだったら、さっきのその理屈からいけば、民間か

らもお金を取らねばまいねわけでしょう、この調査だって。同じ理屈だよ。ということで、終わります。

◎農村整備課長補佐（工藤 和生） すみません。今確認したところ、固定資産台帳に載っているということで、市の財産であるということでありませぬ。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、櫻鳴会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

◎5番（福士 文敏委員） 私から1点、6款1項6目、予算書209ページ、12節委託料でございます。その中の弘前市防災重点ため池浸水想定区域図作成業務委託料、それとため池ハザードマップ作成業務委託料についてお伺いをいたします。

まずこの事業の概要、それから対象ため池の数、委託先、契約方法、まずこれについてお知らせください。

◎農村整備課長補佐（工藤 和生） 事業概要、対象ため池の数、委託先、契約方法についてお答えします。

農業ため池が決壊するおそれがあるとき及び決壊した場合における迅速な避難行動を可能にすることと、住居付近に危険なため池があるという防災意識の向上を目的に、浸水想定区域図及びハザードマップを作成したものであります。

対象とする農業用ため池であります。青森県農業用ため池データベースにおいて、市内には、令和3年3月31日時点で129か所存在します。うち46か所が、県が指定する防災重点ため池となっております。令和2年度では、その中の4か所について浸水想定区域図を作成し、ハザードマップについては、以前作成した浸水想定区域図も利用しながら、9か所について作成しております。

次に、委託先、契約方法につきましては、市に登録している指名業者のうち、県内の土木関係コンサルタントの中でため池に関する浸水想定区域図及びハザードマップ作成について実施できる業者が青森県土地改良事業団体連合会以外にないことから、同者と随意契約したものであります。

◎5番（福士 文敏委員） 今、4か所の想定区域図、それから9か所のハザードマップの作成ということで、この815万1000円というのは、高いと見るか、安いと見るかは別にして、ただこれ、国・県支出金で全額賄われております。全体的なあれで、たった4か所かと思うのだけれども、これだけため池があつて4か所だけなのかということで、財源手当が特定財源で国と県の支出金、どちらか分かりませんが、手当てされているので、令和2年度、単年度でこれ事業が終わりなのか、それとも今後も継続して、もっともつとその4か所から増やしていくのだよということをちょっとお知らせください。

◎農村整備課長補佐（工藤 和生） 防災重点ため池46か所につきましては、令和2年度の4か所、ハザードマップ9か所を作りまして、46か所全てのハザードマップが完了しております。

◎5番（福士 文敏委員） それで安心しました。それで、この業務の成果品が当然来ていると思いますけれども、これを今後、その防災にどうやって反映させていくのか、市の方針をお聞かせください。

◎農村整備課長補佐（工藤 和生） 成果品の反映ではありますが、ハザードマップが完成したことから、まずは対象地域の住民の皆様に周知するわけですが、そのほか警察や消防など、防災機関との災害対策に係る連絡体制の強化につなげていきます。

また、国の補助金を活用した、今後ため池の老朽化対策事業を実施する際、ため池ハザードマッ

プ・浸水想定区域図の作成済みが事業の採択要件の一つとなっております。このことから、実際に事業を実施する際に、財源の確保が図られまして、改修工事が円滑に進むものと考えております。

◎5番（福士 文敏委員） 成果品が出来上がりました。では今後、これを市民にどういうふうに関知していくのか、その辺について市の方針をお聞かせください。

◎農村整備課長補佐（工藤 和生） 現在、市のホームページに掲載しているほか、令和2年度に作成したものから、順次、ため池下流の対象地域の住民に対しまして、町会の意向に合わせて回覧板で回す、もしくは毎戸配布をしております。

◎5番（福士 文敏委員） 令和2年度で4か所ということを実施したわけですが、これ例えば4か所のため池はどこなのか、それに該当する町会はどこなのか。最後、そこだけお聞かせください。

◎農村整備課長補佐（工藤 和生） 4か所は、清水地区のまわりため池、あと岩木が3か所になるのですが、岩木の杉山ため池、高岡の高岡ため池、あと如来瀬の大久保の上堤というところの4か所になっています。

◎12番（尾崎 寿一委員） 私からは、6款1項3目農業振興費、201ページ、説明書の127ページであります。農作物猿害防止対策事業であります。

先ほど鶴ヶ谷委員への答弁で、事業内容等々は分かりましたが、何点か質疑させていただきます。

猿の捕獲ということでございますけれども、どこで捕獲した猿に発信機をつけて、そして先ほどの答弁の中で、箱わなの選定に利用したということも答弁でありましたので、箱わなをどこへ設置したのか、1点。

そしてまた、巡視員の役割についてお伺いいたします。

◎農村整備課長（京野 直文） まず1点目、昨年どこの猿に発信機をつけたのかということでございますけれども、昨年度は大沢地区に設置しました大型おりにより捕獲された猿の16頭のうち、2頭に発信機を取り付けております。

箱わなをどこに設置したのかということですが、昨年、それ以前のまず行動域データを活用しまして、昨年の大型おりの設置箇所も、そういったデータを基にした選定となっております。

それから、巡視員の役割ということですが、こちらは先ほど鶴ヶ谷委員のほうにもお話、ちょっと触れたのですが、巡視員につきましては、箱わなの見回り・設置、それからわなの餌の交換といったものを担ってもらっております。

◎12番（尾崎 寿一委員） 昨年度、いわゆる猿の被害の事案の報告は何件あったのか。そして、猿による農作物被害を受けている地域は、どこまで広がっていると認識しているのかお伺いいたします。

◎農村整備課長（京野 直文） 昨年度の猿の被害状況ということで御説明させていただきます。

令和2年度に市に寄せられました猿被害の件数は22件となっております。そのうち、相談の多かった地区といたしましては、百沢地区の8件、それから新法師地区の4件、2件の相談がございましたのが葛原地区、常盤野地区、大沢地区の3地区、それから1件の相談がございましたのが十面沢、悪戸、如来瀬、石川のそれぞれの地区となっております。

被害がどの程度、市の範囲に及んでいるのかという御質疑ですが、こういった相談件数の報告から鑑みますと、りんごを栽培している市全域において、まず猿の被害というのは起こってき

ていると。その中でも、特に岩木山麓、百沢、新法師地区の被害が顕著になっているというような認識でございます。

◎12番（尾崎 寿一委員） 猿の害について、しっかり認識して、生産者の立場に立って対策を講じてほしいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、6款農林水産業費に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の日程は、7款商工費までの審査になっておりますが、7款商工費を明16日に繰延べしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認め、7款商工費を明16日に繰延べすることに決定いたしました。

---

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

次の予算決算常任委員会は、明16日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

〔午後 4時45分 散会〕